

**令和 8 年度
第 3 回
岩手地方最低賃金審議会**

日 時 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
会 場 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

岩 手 労 働 局

— 次 第 —

開 会

1 議 題

(1) 関係行政機関からの概況説明について

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

(岩手県ふるさと振興部調査統計課 木村幸地総括課長、小原浩司調査担当課長)

② 県内の雇用動向について

(岩手労働局職業安定部職業安定課 佐々木文雄地方労働市場情報官)

(2) 令和8年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について

(3) 主要指標について

(4) 岩手県最低賃金と生活保護との比較について

(5) 令和8年賃金改定状況調査結果について

(6) 令和8年最低賃金に関する基礎調査結果について

2 その他

閉 会

令和8年度 第3回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和8年8月3日（月）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員論説委員会委員長
	近 藤 信 一	岩手県立大学 教授
	齋 藤 信 之	元岩手県労働委員会 事務局長
	横 山 信 英	特定社会保険労務士 元岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小 菅 孝 広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	小 林 齊	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	中 村 大	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山 田 清 秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	小笠原 徳	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	工 藤 直 樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	藤 田 芳 男	岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス燃料（株） 専務取締役
	宗 形 金 吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【 事 務 局 】

所 属 等		役 職	氏 名
岩手労働局		局 長	川 又 修 司
	労働基準部	労 働 基 準 部 長	小 川 直 紀
		賃 金 室 長	高 橋 功 一
		賃 金 室 長 補 佐	畠 山 剛
		賃 金 調 査 員	鈴 木 千 春

審 議 会 資 料 一 覧

資料 1－1

日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 等について

資料 1－2 令和 8 年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）

資料 2 令和 8 年度岩手県最低賃金専門部会委員名簿

資料 3 令和 8 年度岩手地方最低賃金審議会開催計画

資料 4 2026 年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について

（岩手県労働組合総連合会岩手県連合会）

資料 5 中小企業・小規模事業者支援し、岩手県と全国の最低賃金を時給 1700 円以上に引き上げることを求める請願署名 1,976 筆

（岩手県労働組合連合会）

資料 6 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

（岩手県労働組合連合会議長ほか 19 労働組合代表）

資料 7 岩手県最低賃金の改正決定についての意見書

（岩手県地域労働組合青年委員会組合員 34 名）

資料 8 岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について

（一般社団法人岩手県タクシー協会）

岩手県最低賃金の改正決定について、令和 8 年 7 月 7 日に諮問させていただきましたが、令和 8 年 7 月 21 日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されたことから、岩手県最低賃金改定について、これらにも配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和 8 年 8 月 3 日

岩手労働局長 川又 修司

日本成長戦略
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

1. 「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一歩前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは0%近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「8つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(1) 現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は3年連続で5%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

(2) 対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたA×に取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

- ・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
- ・中小企業の労働生産性¹（「稼ぐ力」）を2030年度までの5年間で15%増加させる。

③講ずべき施策パッケージ

i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、AI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを推進し、抜本

¹ 労働者1人当たりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

○日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのAI活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、5.（2）③iii）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で広がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

○持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

○抜本的な経営改革を目指すAI・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、AIの導入意欲のある中小企業とAIサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、iii) に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

(M&A・事業承継等の事業再編の推進)

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI²に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証³の活用促進や、3. (2) ③ i) に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

(賃上げの促進)

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

(経営改革等のための伴走支援体制の強化等)

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

² M&A 前後の事業統合 (Post Merger Integration)。

³ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置⁵が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

⁴ 2026年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

⁵ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン⁶」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ⁷、各都道府県の生産性向上支援センター⁸等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

iv) 同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

v) 実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、i)に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、iii)に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

⁶ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

⁷ 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

⁸ 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカ―の確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1) 「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

(分野横断的課題への一体的取組)

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題⁹へ対応するための施策パッケージ¹⁰を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備¹¹、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

(3) 強い地域経済の構築

⁹ 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの8つ。

¹⁰ 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

¹¹ 「成長戦略」においては、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025¹²）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」¹³に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」¹⁴を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」¹⁵により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）。

¹³ 令和8年6月24日に、中小企業庁が策定・公表。

¹⁴ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

¹⁵ 令和8年4月6日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

令和 8 年 7 月 28 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和 8 年 6 月 26 日に諮問のあった令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

- 7 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。
- 8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。
- 9 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。
- 11 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。
- 12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和8年7月28日

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(令和8年6月23日)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」(令和5年全員協議会報告の1(2))との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.1%で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和6年10月から令和

7年6月までの平均3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（1万分比）を指す）。

昨年度の日安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に1回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト1,215）の指標については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均1.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト2,626）について見ると、令和7年10月から令和8年6月までの期間は平均4.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト5,121）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間9回以上15回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目（ウエイト1,136）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和7年は勤労者世帯で26.3%となっており、令和6年の26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和8年5月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、3年連続5%を上回っている。また中小でも4.69%（昨年4.65%）で3年連続4%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については6.18%（昨年5.81%、一昨年5.74%）となり、6%を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.46%（昨年5.38%）で3年連続5%を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも4.20%（昨年4.35%）で3年連続4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で2年連続4%を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引き上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 6 年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和 5 年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 7 年は 7～10%程度で推移、令和 8 年の第 1 四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は 4.7%増加、令和 6 年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 6 年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下、令和 6 年度で 0.9 ポイント低下し、令和 6 年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和6年度は資本金1,000万円以上で61.4%、資本金1,000万円未満で81.5%となっているが、資本金1,000万円未満においても令和5年度と比べると1.5ポイント上昇しているが、令和4年度から3.1ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和8年6月（速報値）で7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で22.8%、「化学製品」で14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和8年4月～6月は、-18.7となっており、4期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差だったのに対し、令和7年度では製造業で6.84ポイントの差、非製造業で4.65ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和8年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和7年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約1ポイント増加し、9割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約1ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は8割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和7年9月調査において初めて5割に到達し、引き続き5割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約5ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令

和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から4年連続で増加し、直近の令和7年では10,300件となっている。一方、令和8年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、556件（前年同期449件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9%（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第4表①②における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっており、第4表③では、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。また、第4表①②③における、AランクとBランク、AランクとCランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54円（4.5%）、Bランク 56円（5.2%）、Cランク 56円（5.4%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4%から84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・A I 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和 7 年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では、目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和 8 年 1 月 1 日以降を発効日とする地域も 6 県あった。

こうした令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和 8 年度以降の審議に向けて、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの 2（2）及び 3（4）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

(単位：％)

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1か月に1回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

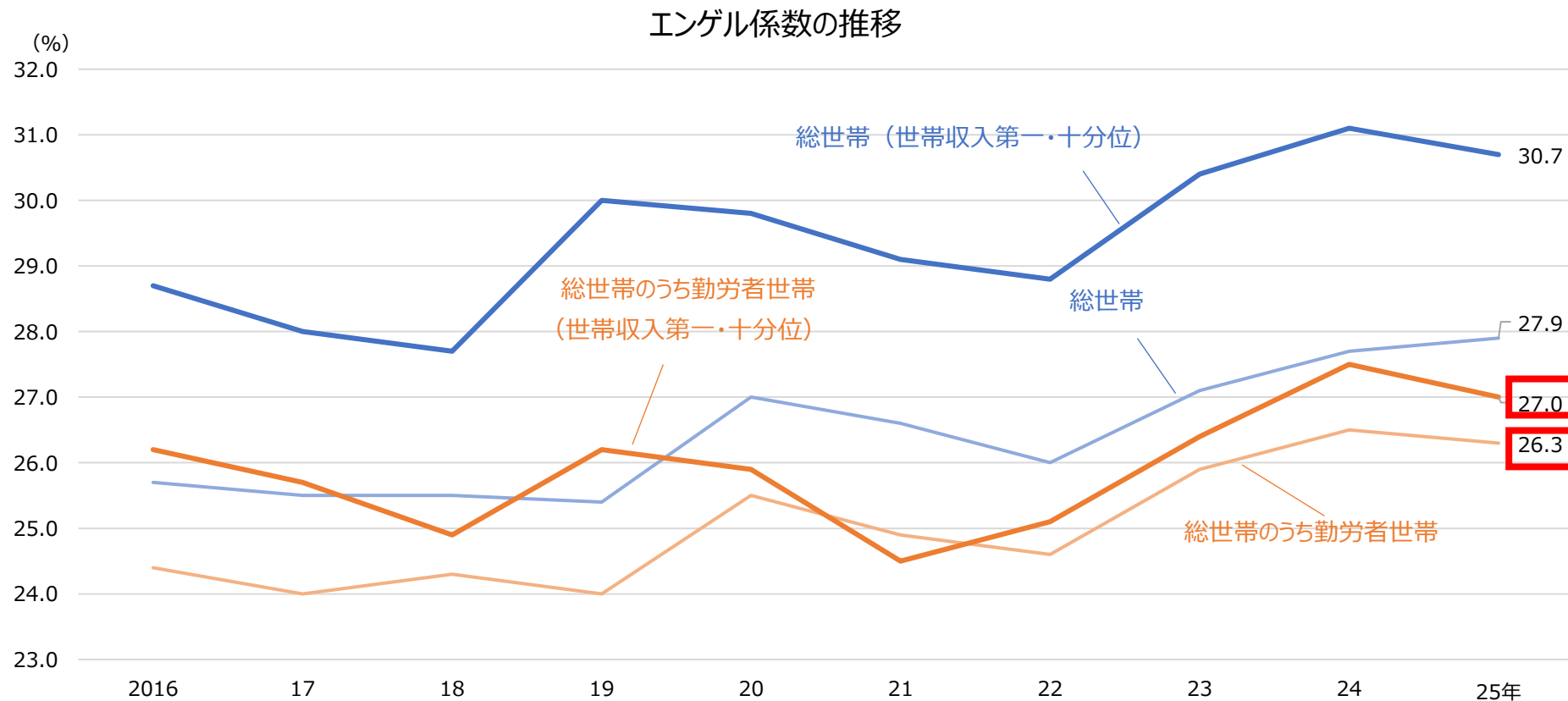
「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	クロック
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



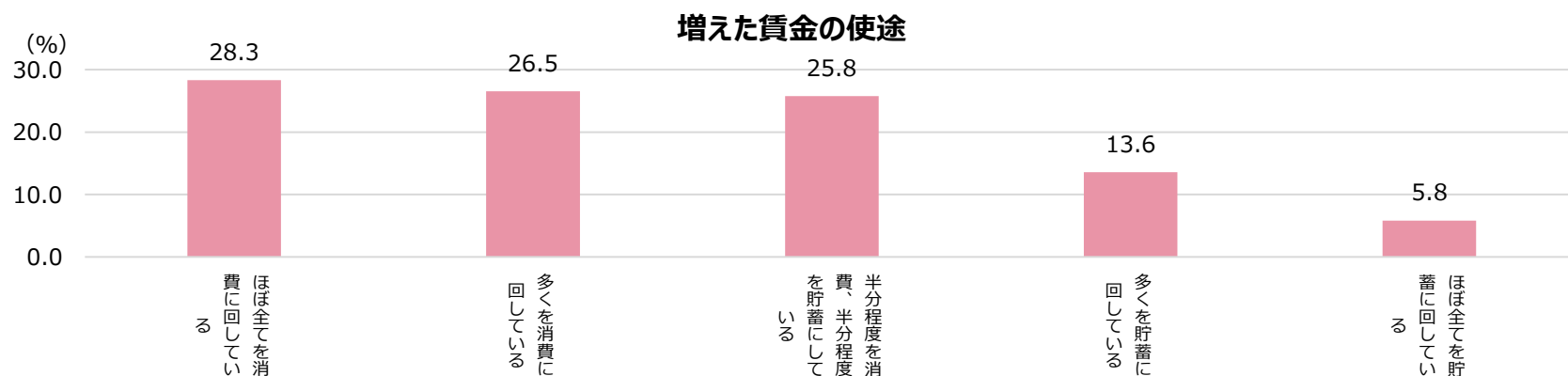
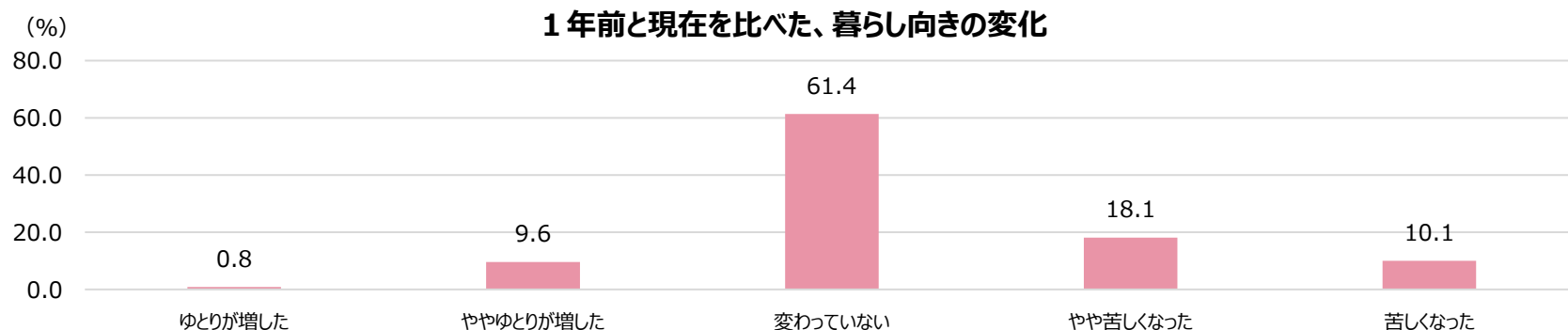
出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。

過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。

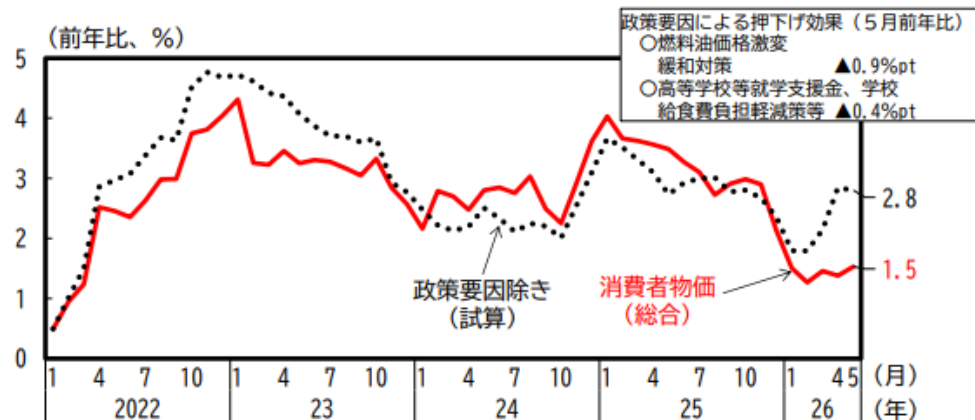
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

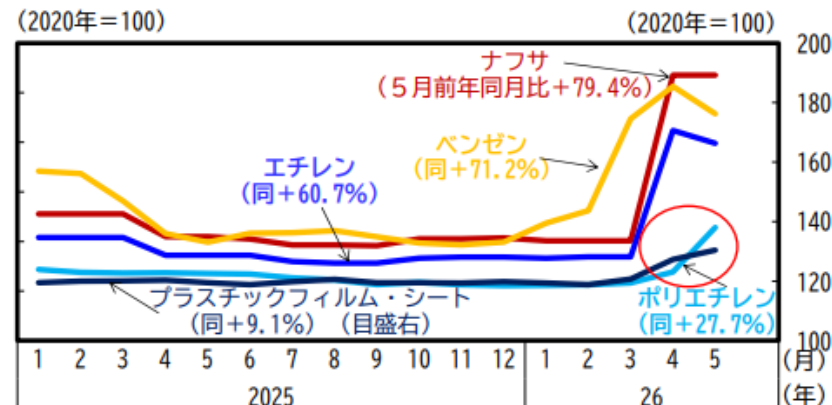
今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（2図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。

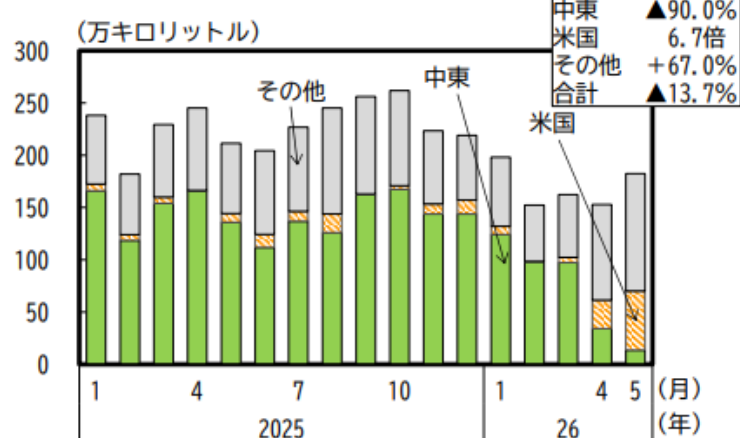
1図 政策効果による消費者物価抑制（試算）



2図 石油関連製品の企業間取引価格動向

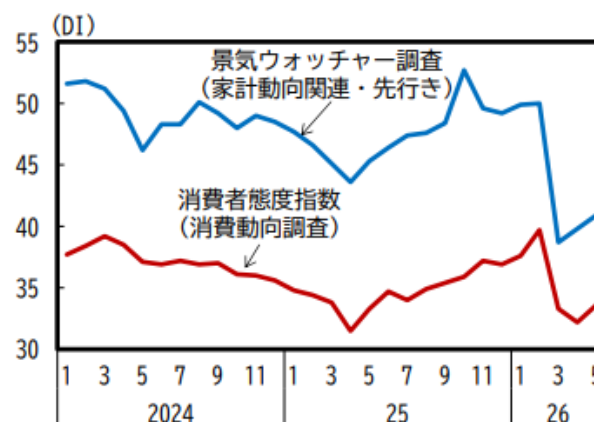


3図 ナフサ等揮発油の輸入動向

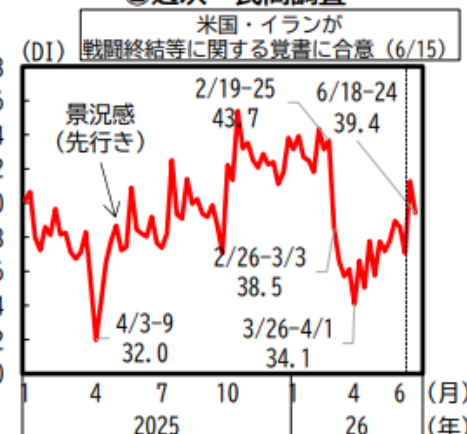


4図 消費者マインドの動向

①月次調査



②週次・民間調査



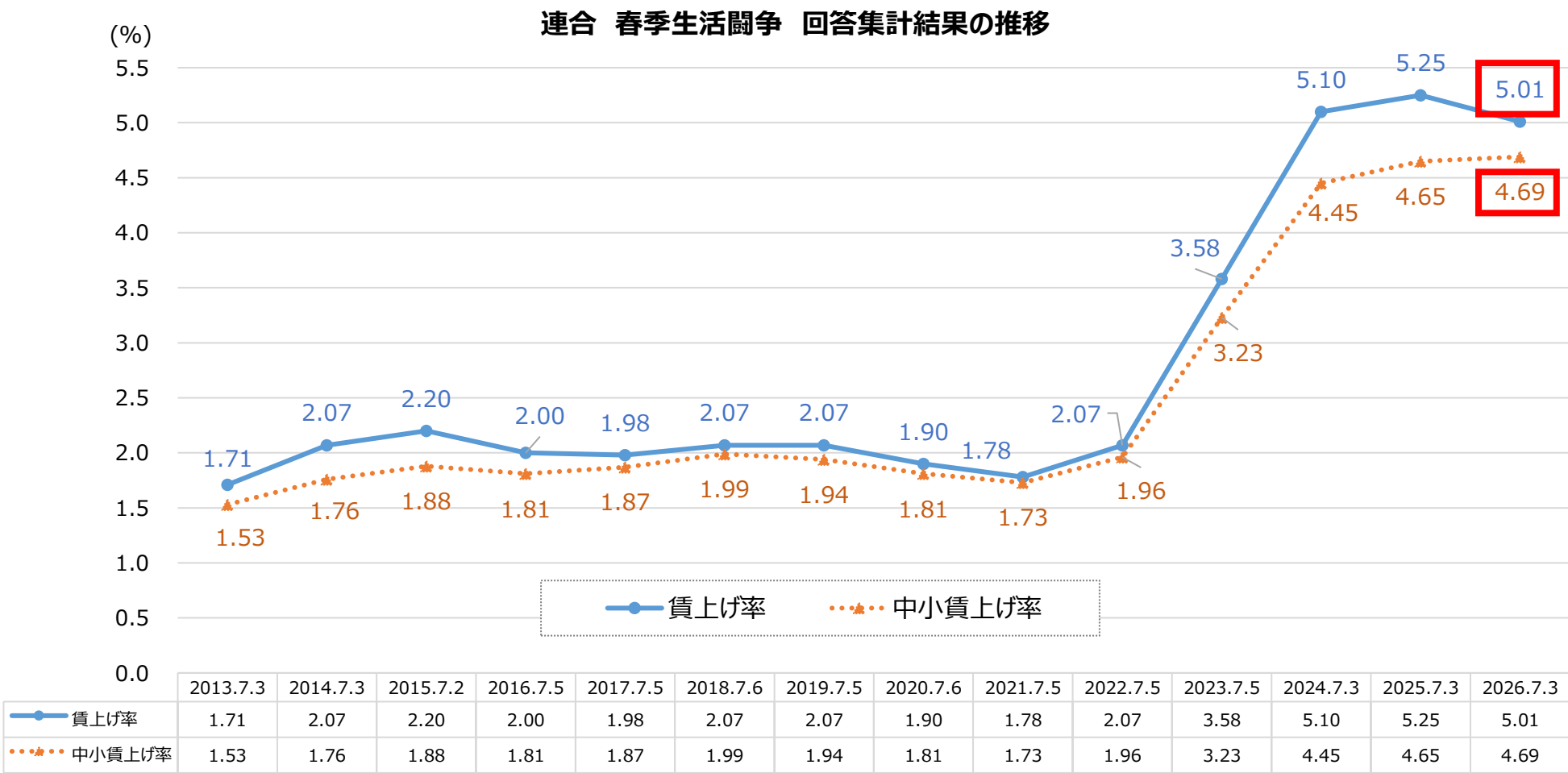
（備考）1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。 2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年5月の前年同月比。

3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。

4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、2～3か月後の景況感や消費予想について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第 7 回（最終）回答集計結果（7 月 3 日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5 % 台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2026春季生活闘争第 7 回（最終）回答集計結果」（2026年 7 月 3 日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合（有期・短時間・契約等労働者）

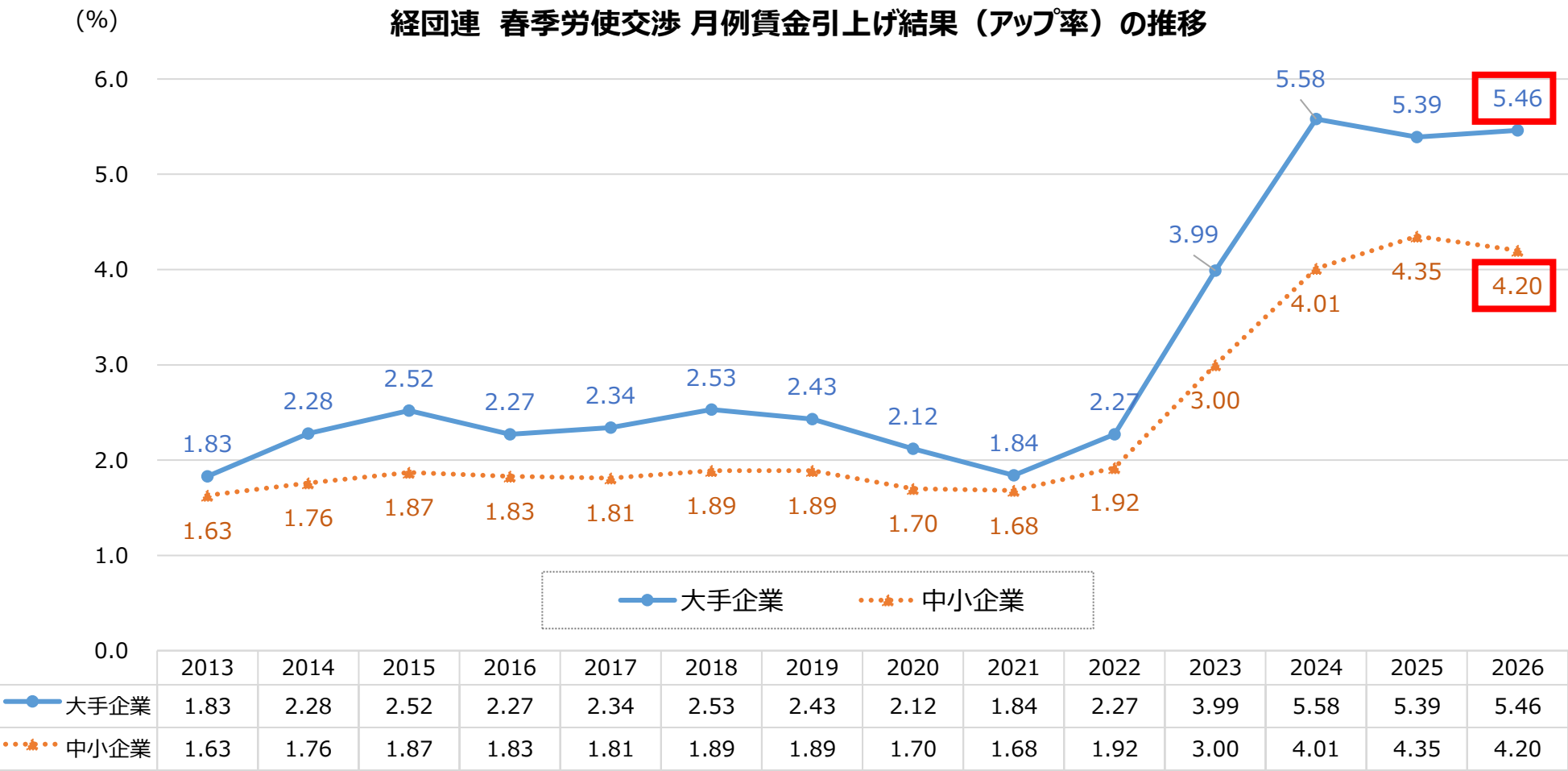
第7回（最終）回答集計結果（2026年7月3日）

			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

（注）（ ）内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

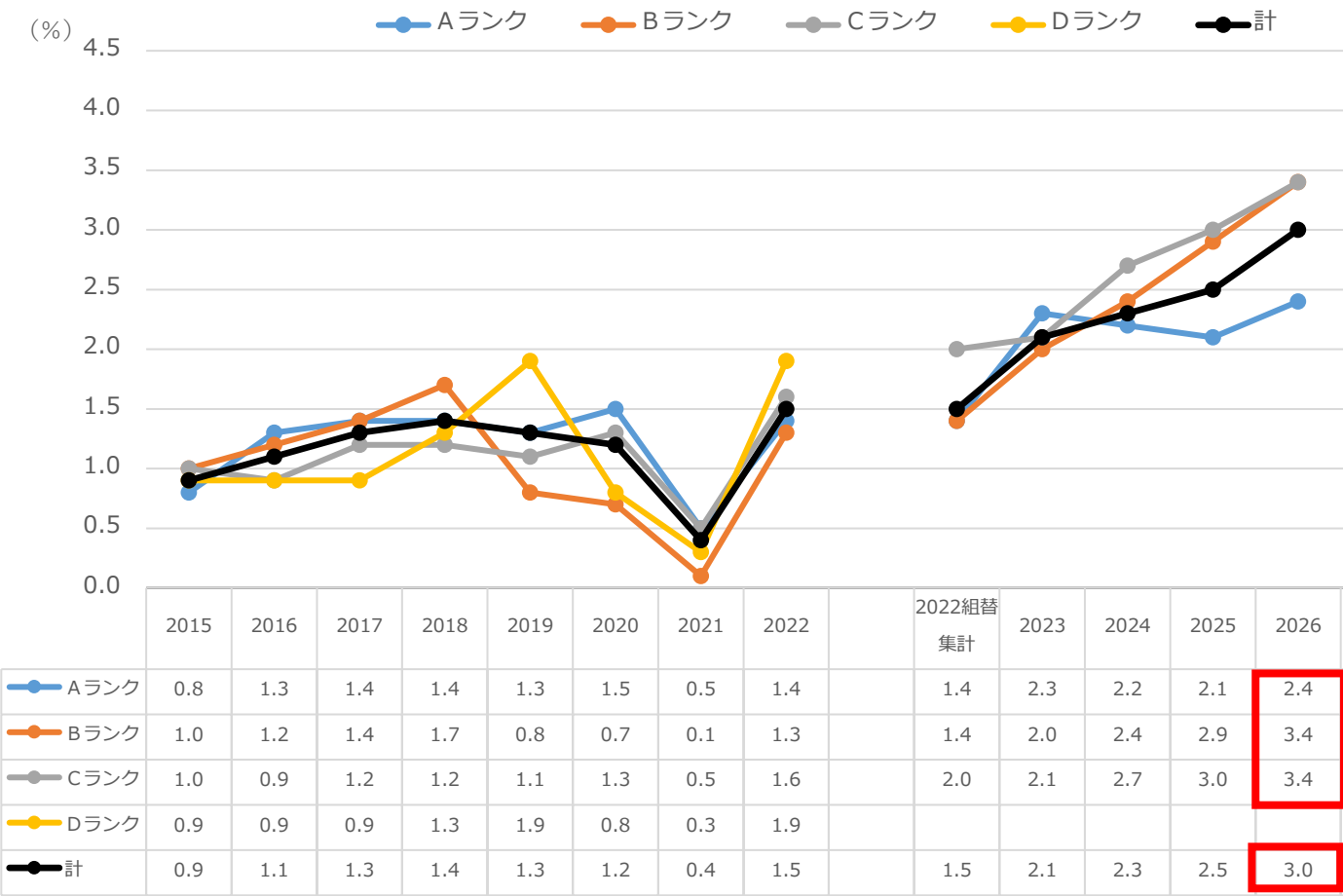
日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

(加重平均)		
正社員 (月給)	全体	12,036円 (11,074円)
	1,604社	4.29% (4.03%)
	20人以下	9,573円 (9,568円)
	752社	3.52% (3.54%)

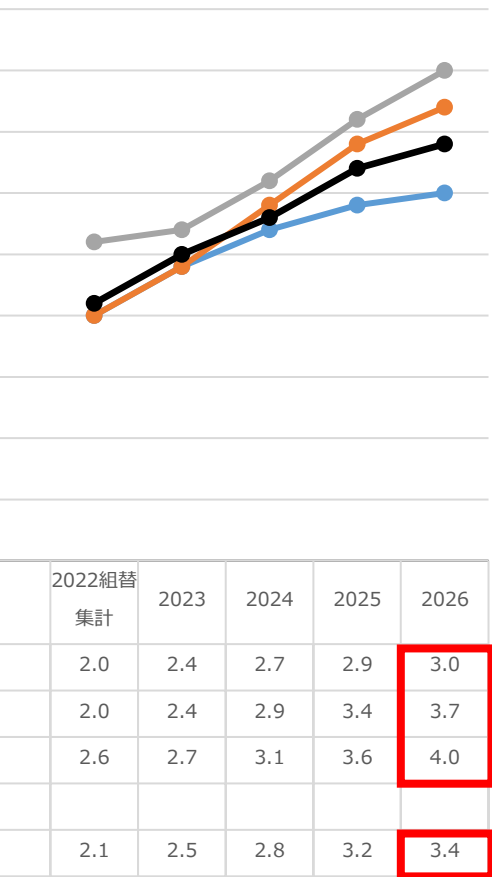
- (注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
- 2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
- 3 () の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①② ※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



第4表③ ※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

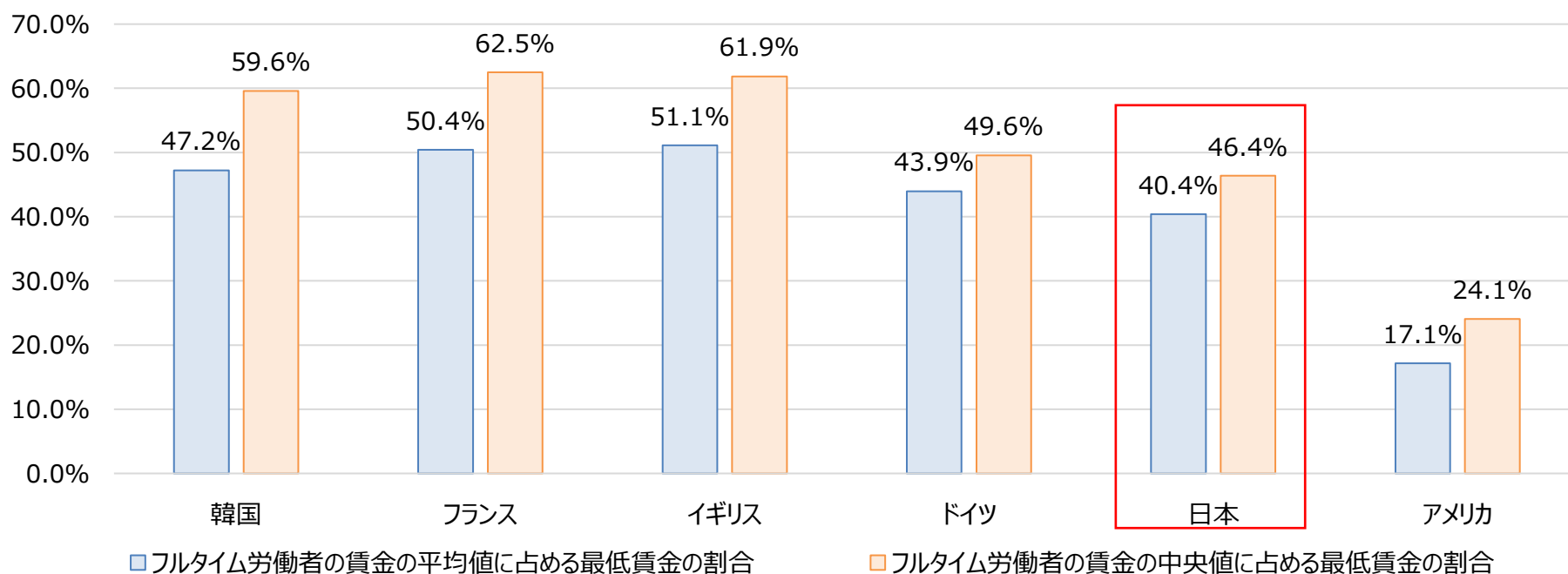


(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注 1） 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注 2） アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注 3） OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

(注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

		全産業(除く金融保険業)								製造業								非製造業							
		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
2015	年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016	年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017	年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018	年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019	年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020	年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021	年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022	年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023	年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024	年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

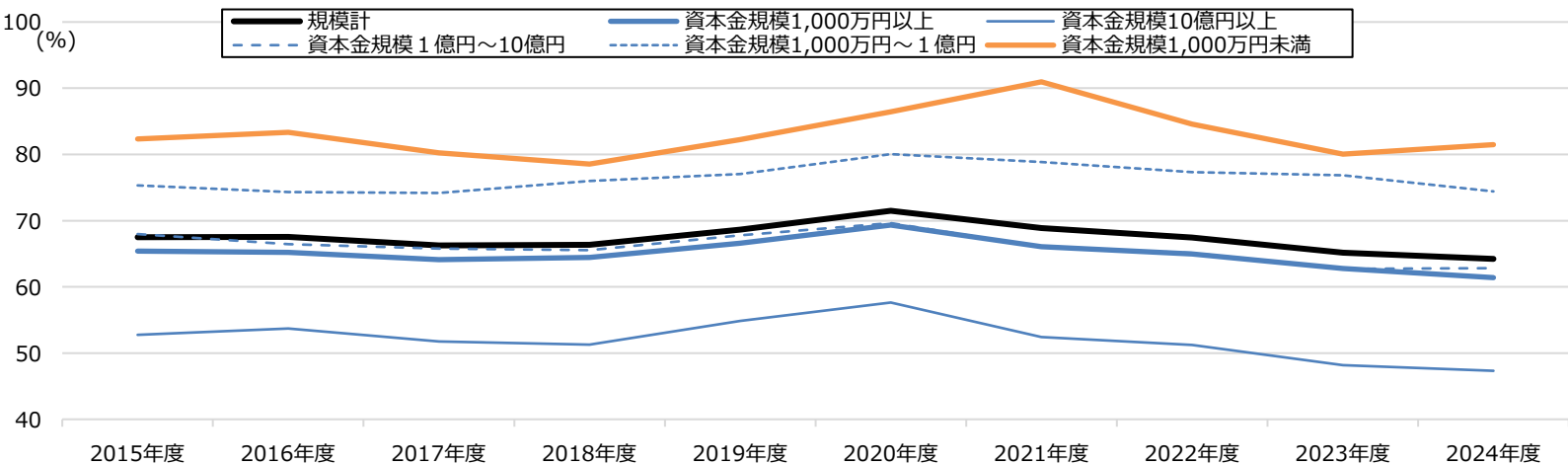
(単位：%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	〃 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	〃 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	〃 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	〃 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所 財務省「法人企業統計」

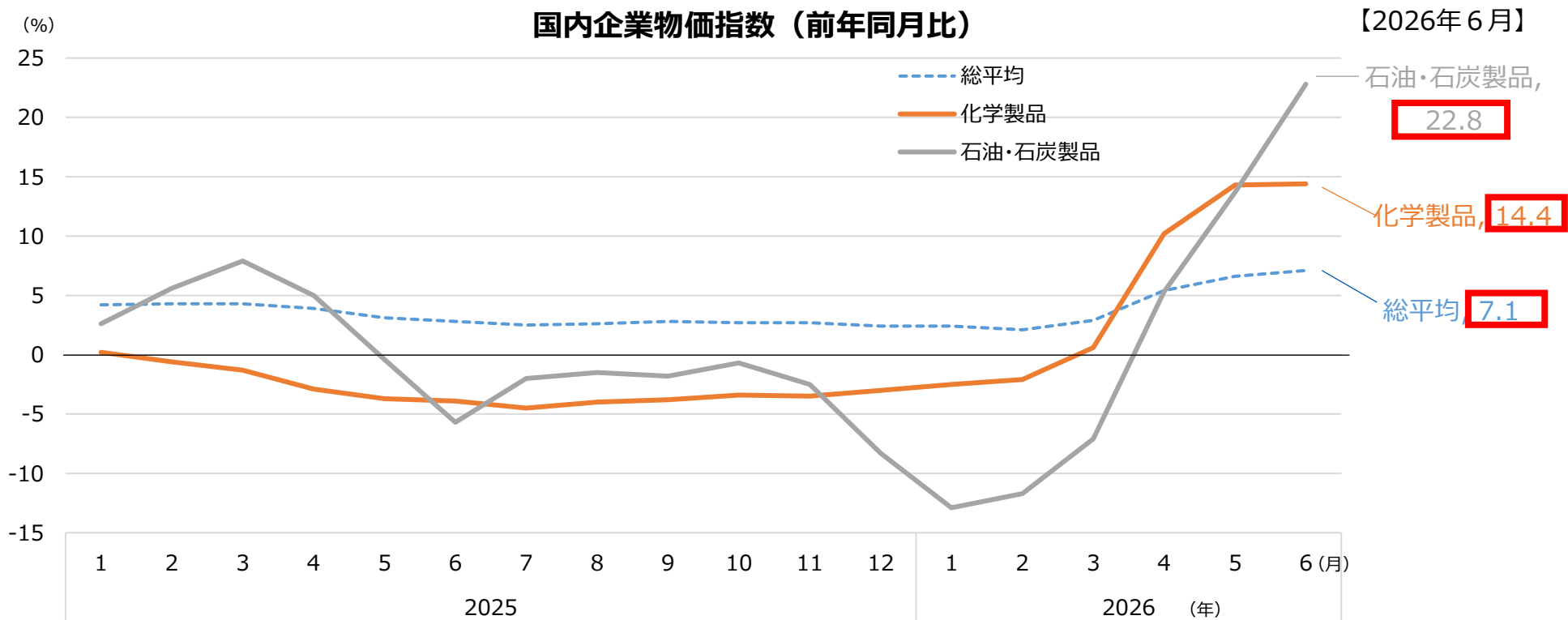
- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。
付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。
人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油・C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年6月速報値。

中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所 中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

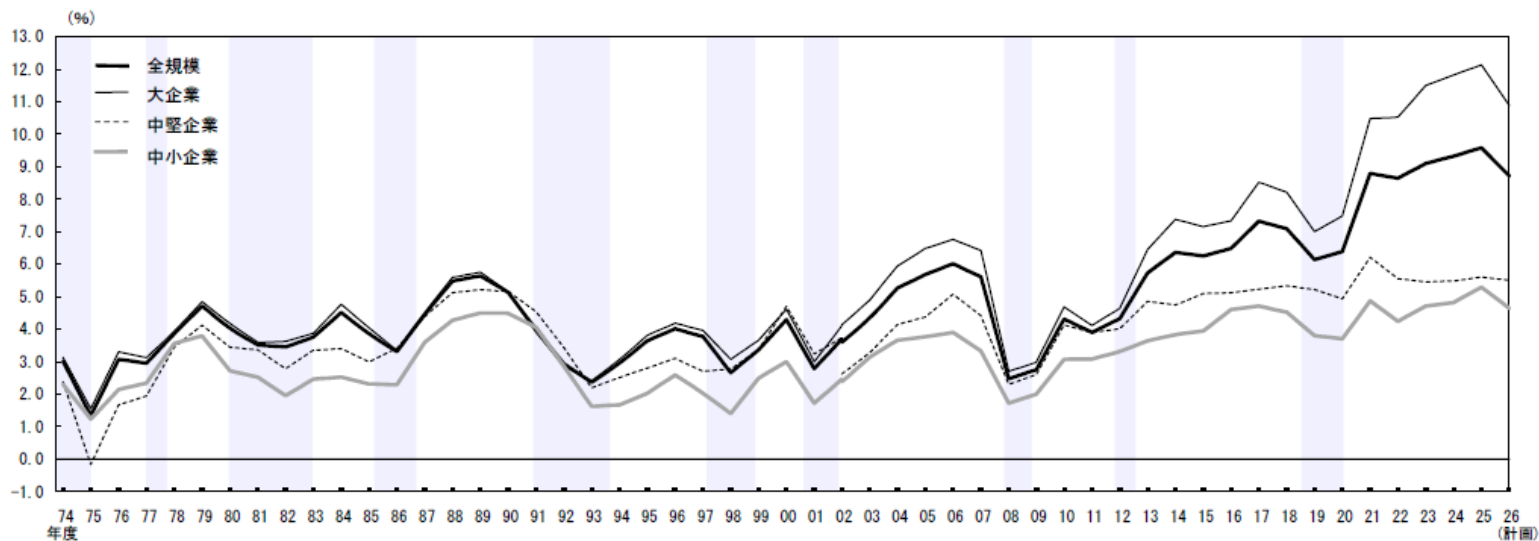
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

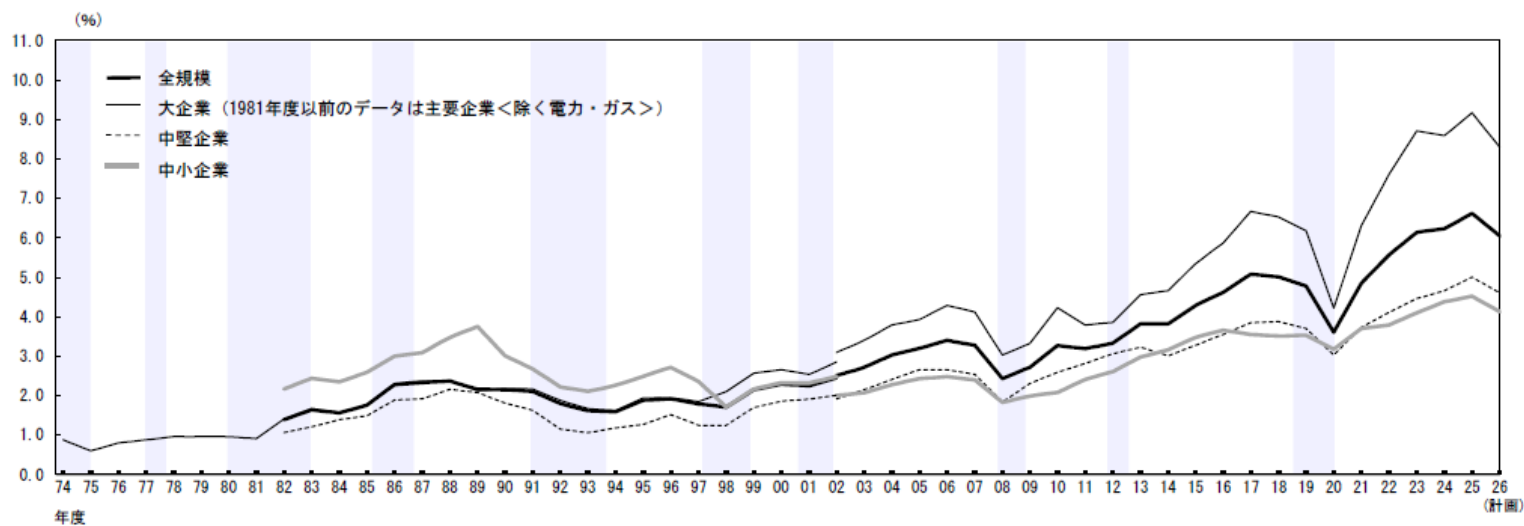
2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



売上高経常利益率の推移（日銀短観）

(%)

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

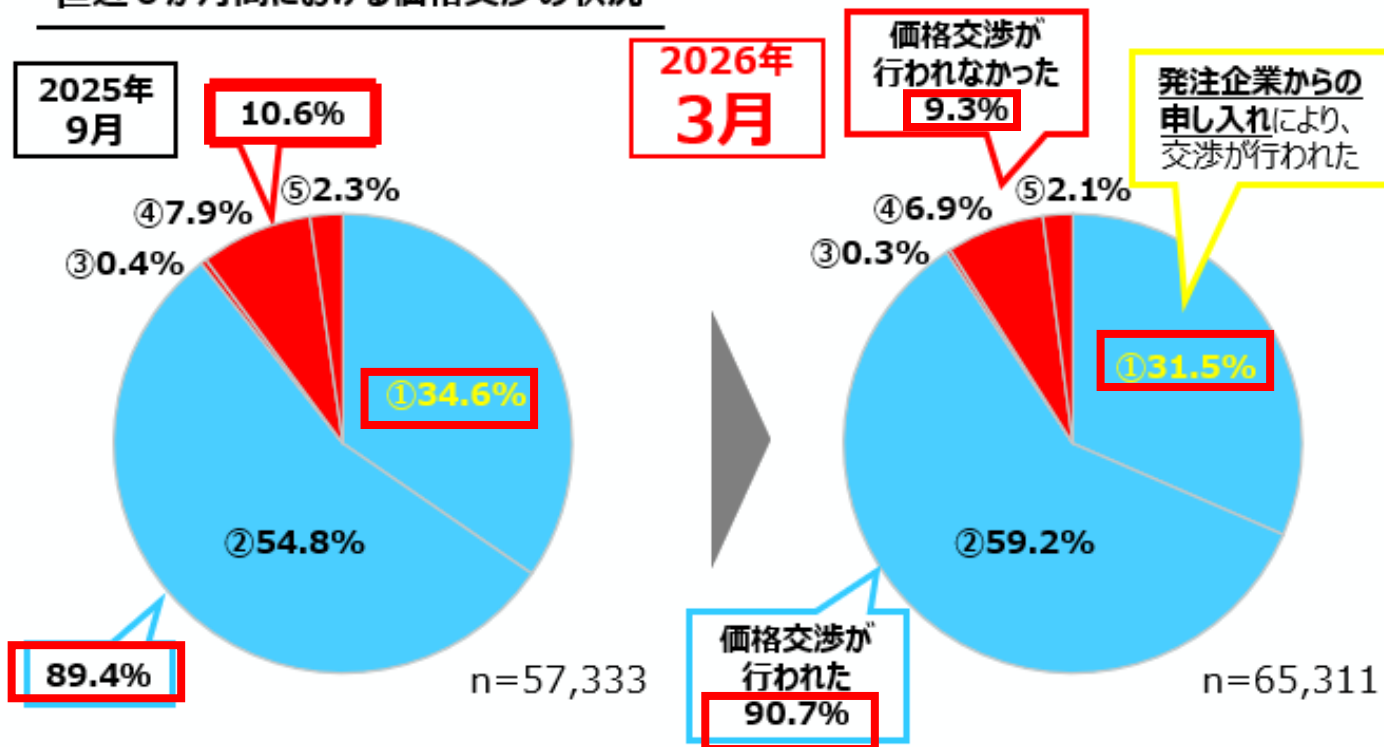
（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 1 ポイント増加し、9 割を超過（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3 ポイント減の31.5%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から微減（前回10.6%→9.3%）。
 - 価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

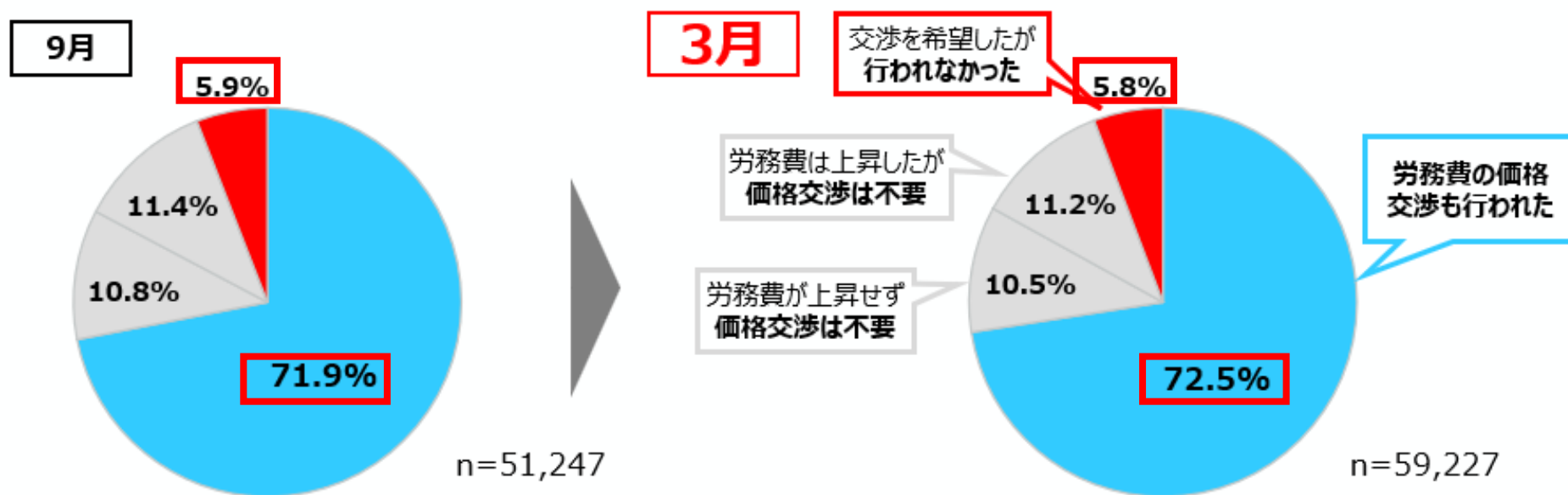
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業 **(64.9%)** のうち **7 割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



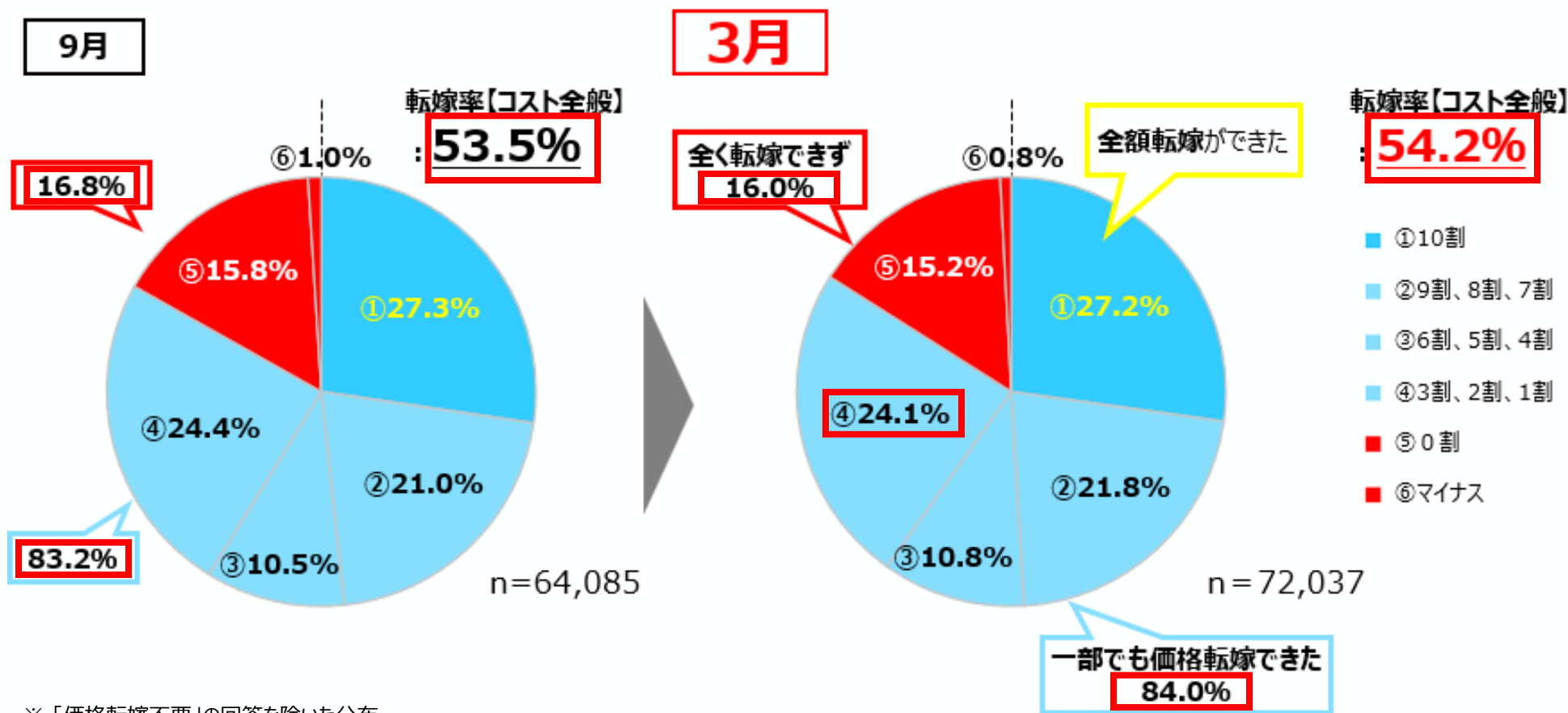
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。
- ▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は**8割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**3割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→16.0%）。
 - **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



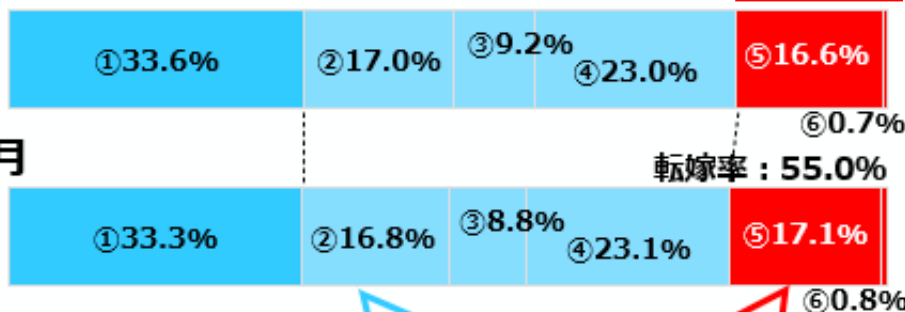
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
- 労務費の転嫁率は、5割を維持したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

3月

転嫁率：**55.7%**



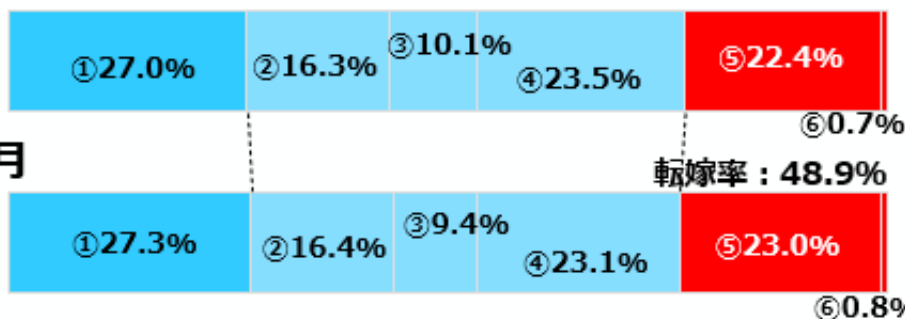
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

3月

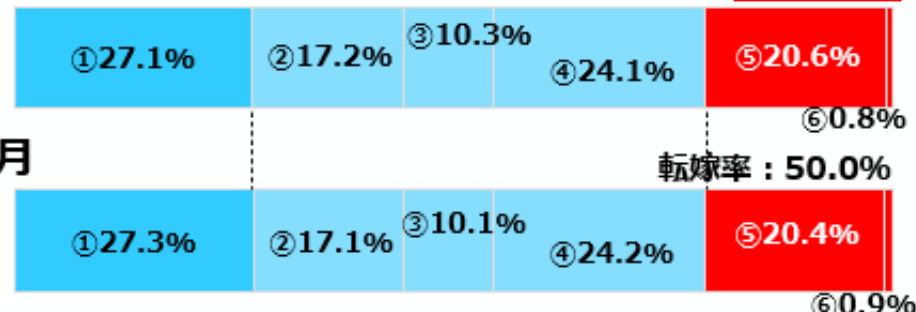
転嫁率：**48.9%**



労務費

3月

転嫁率：**50.0%**

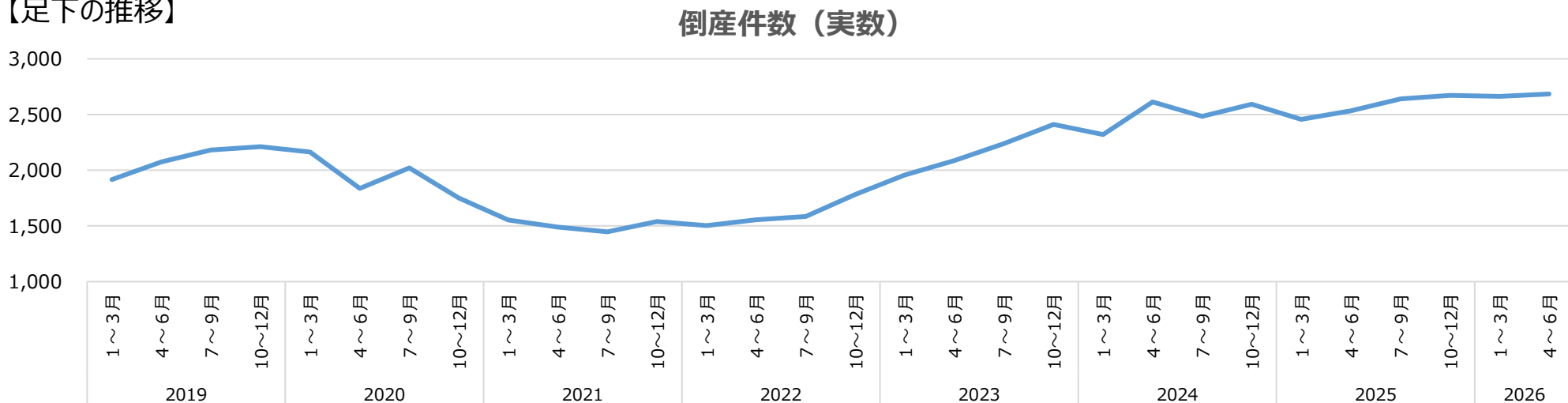


① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

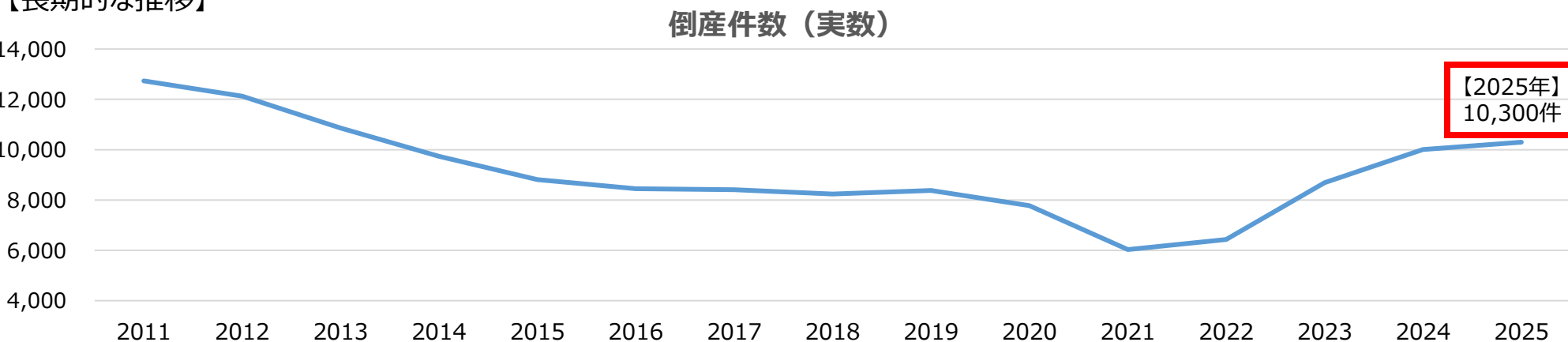
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

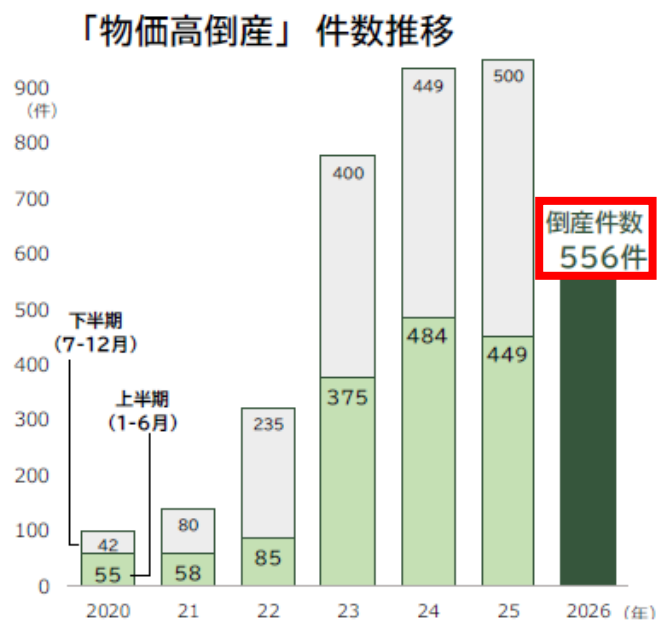
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

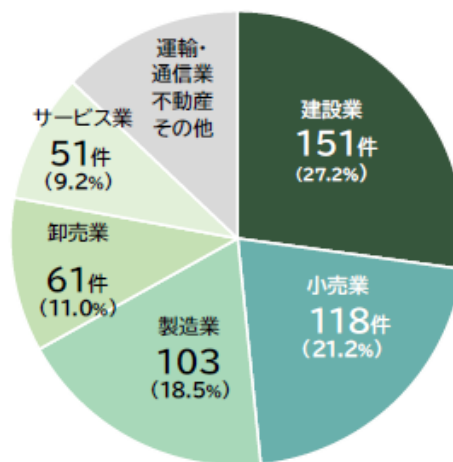
全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

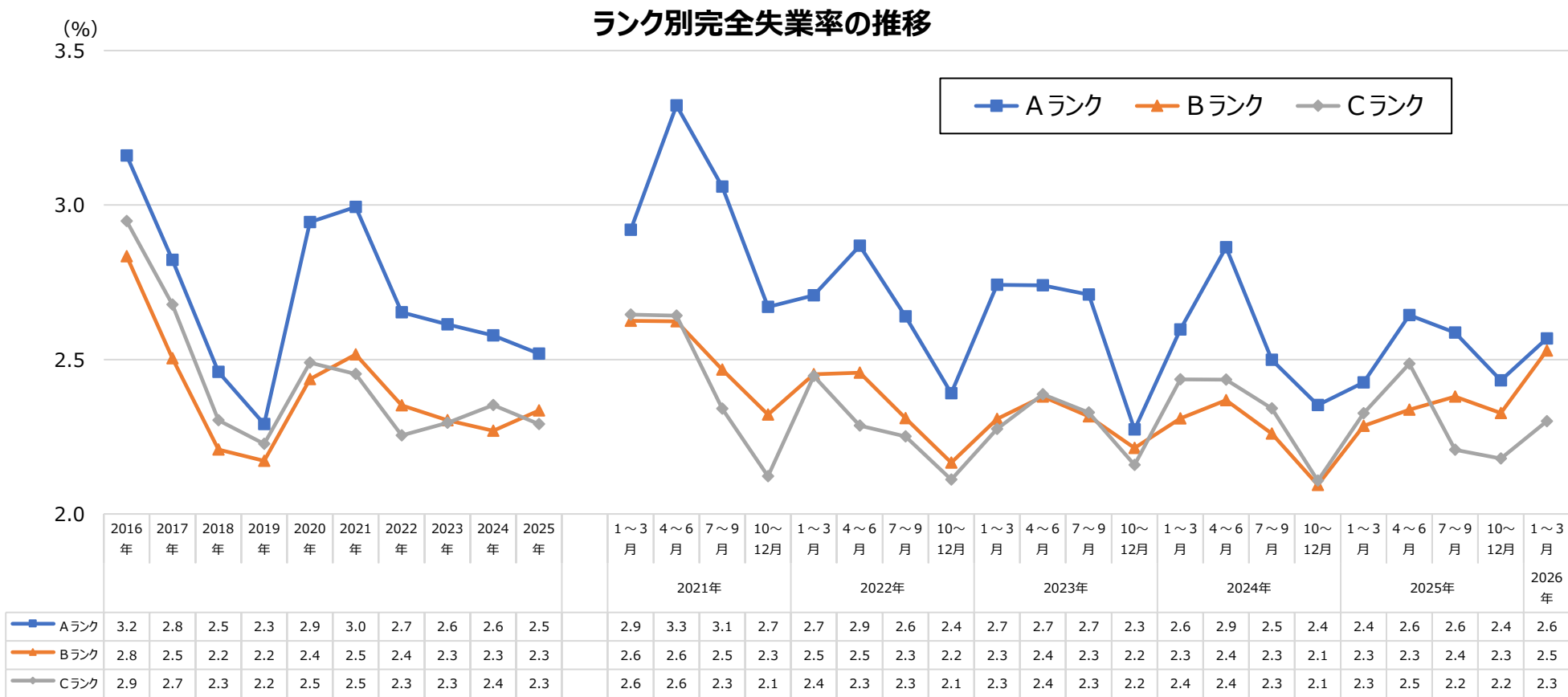


業種別 内訳(2026 年上半期)



ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特に A ランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

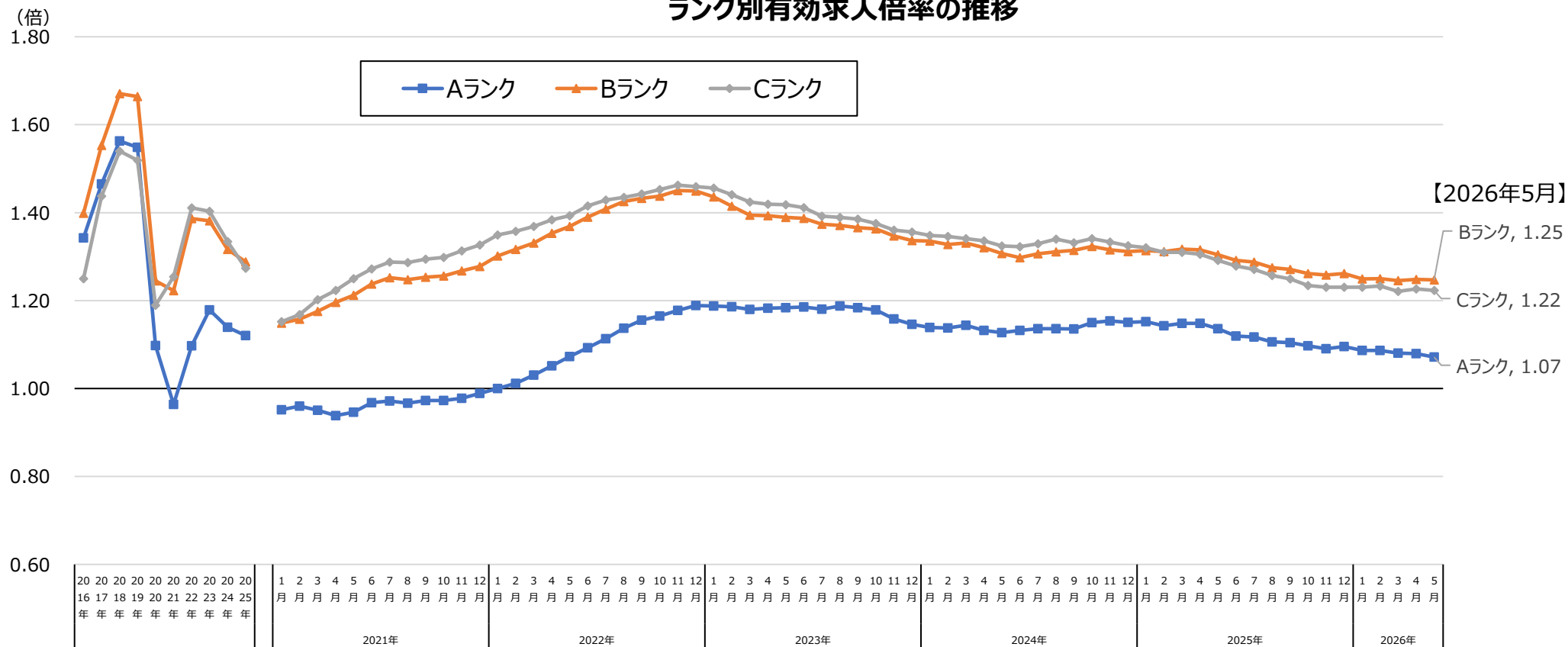


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移

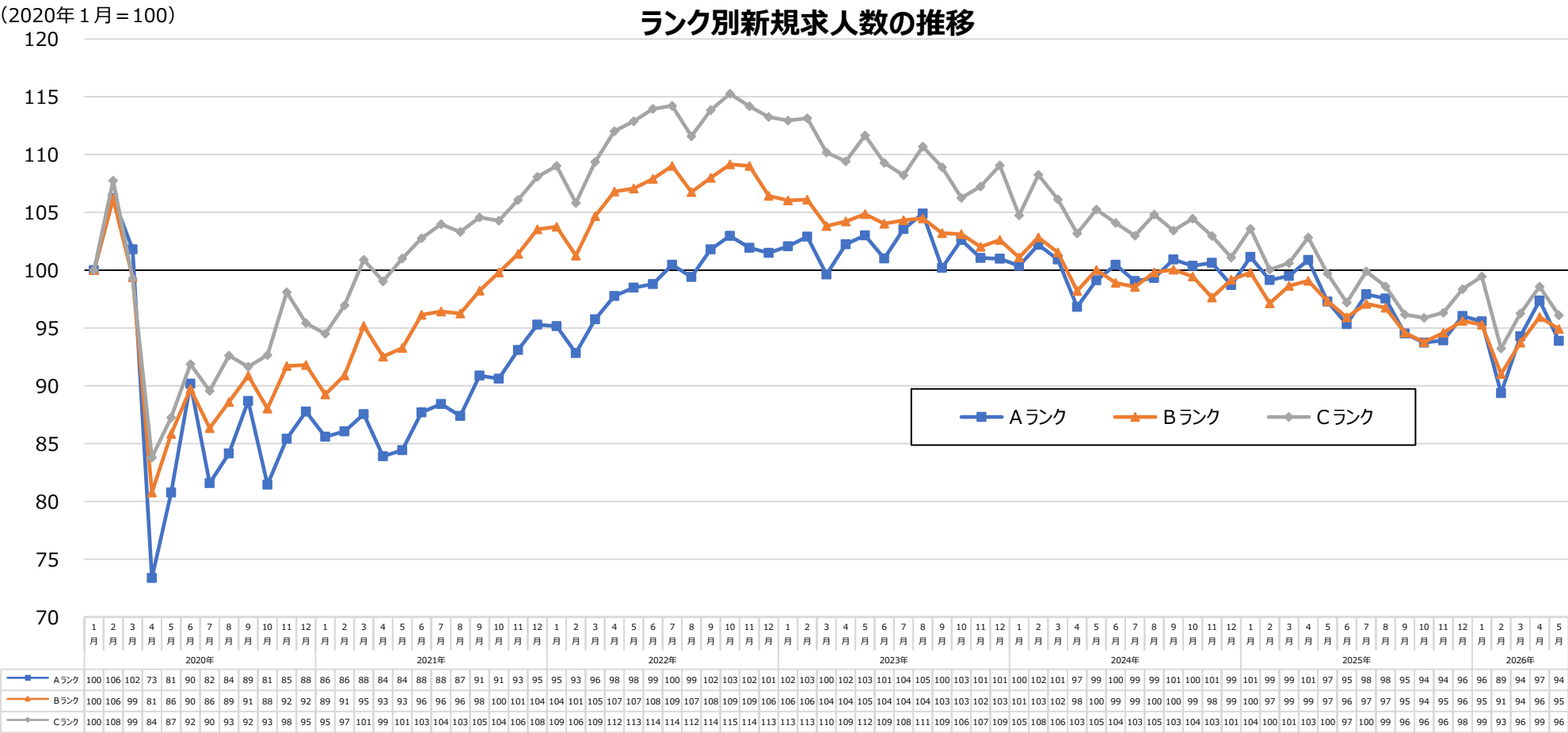


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

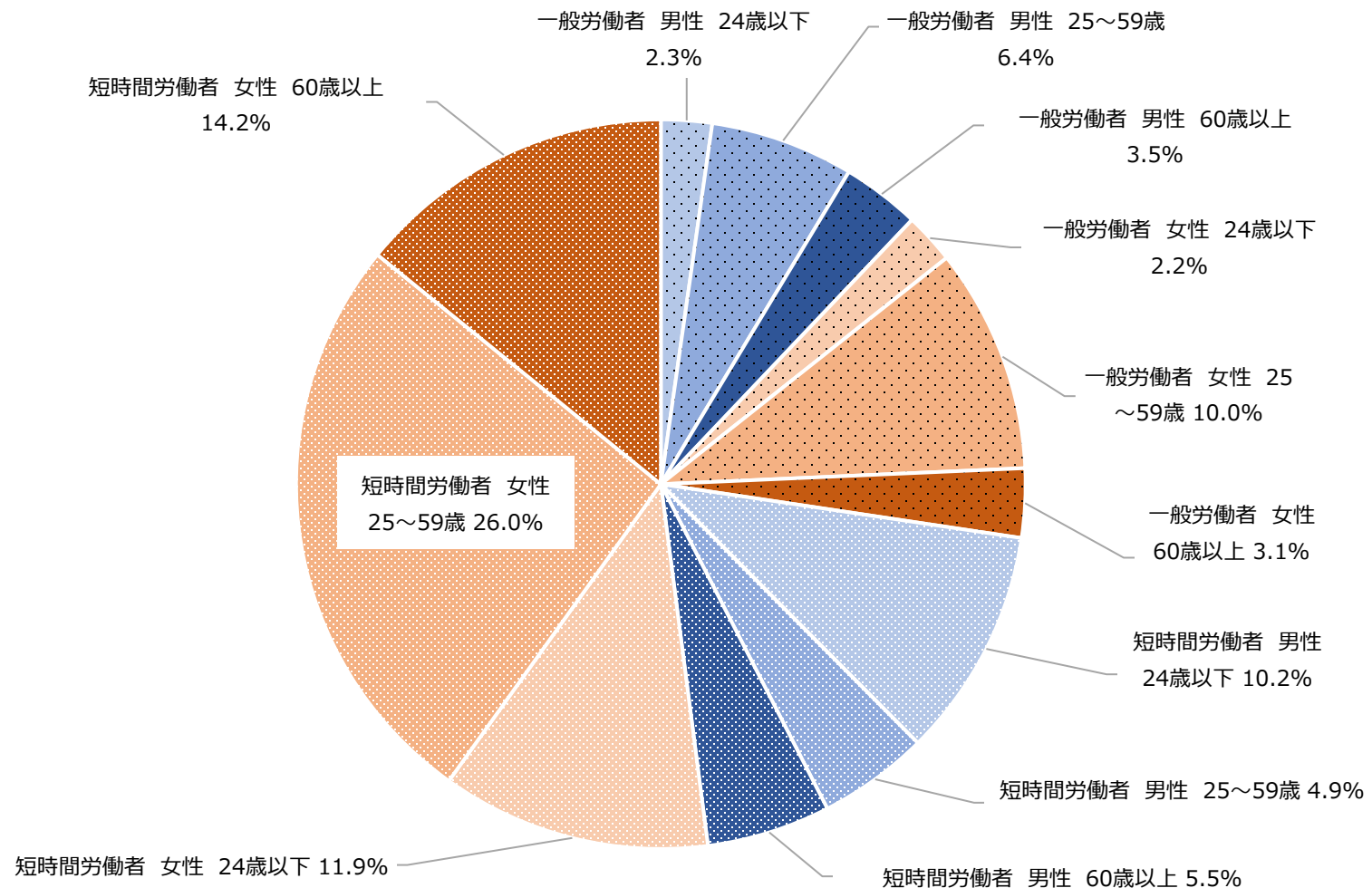
ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



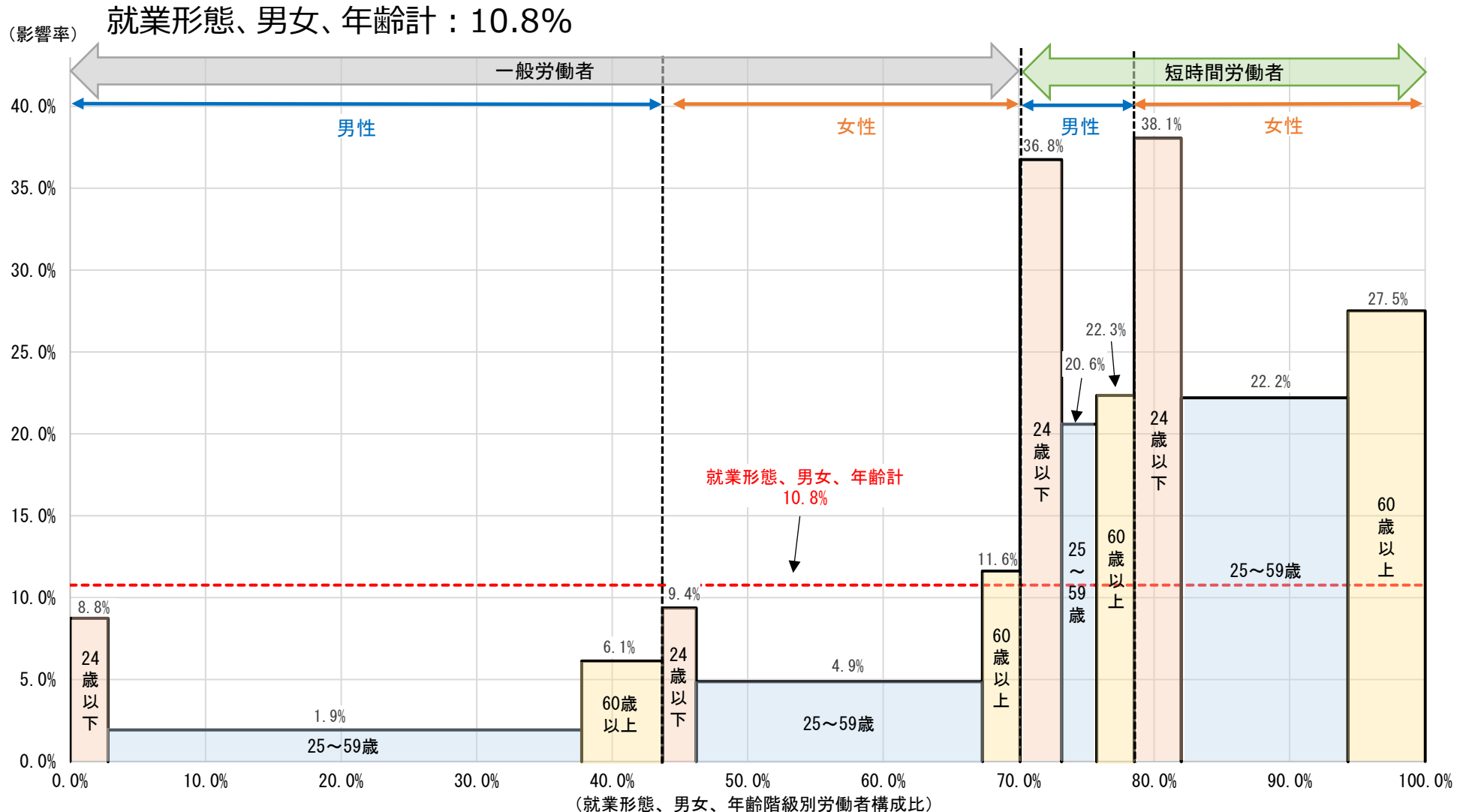
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

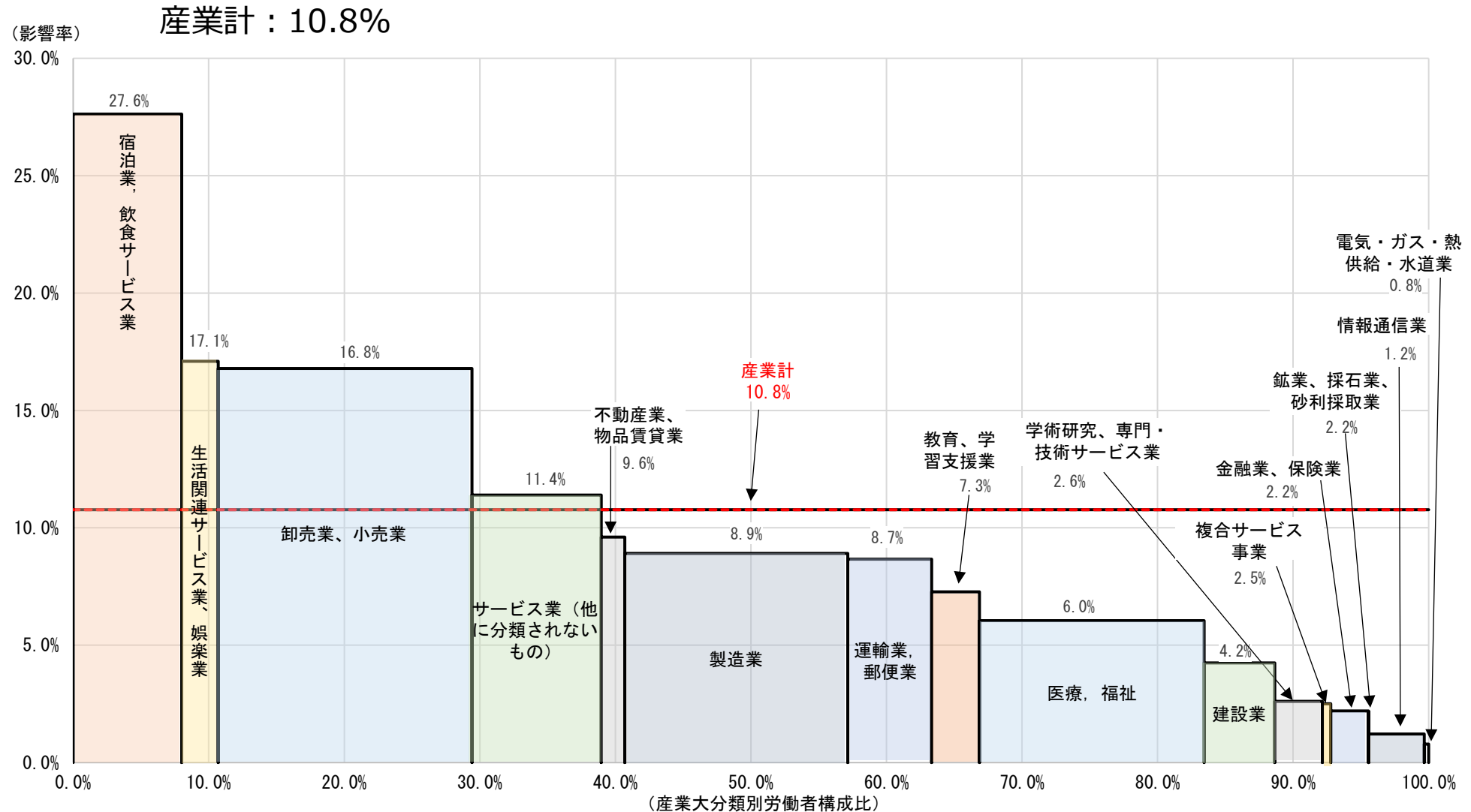
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

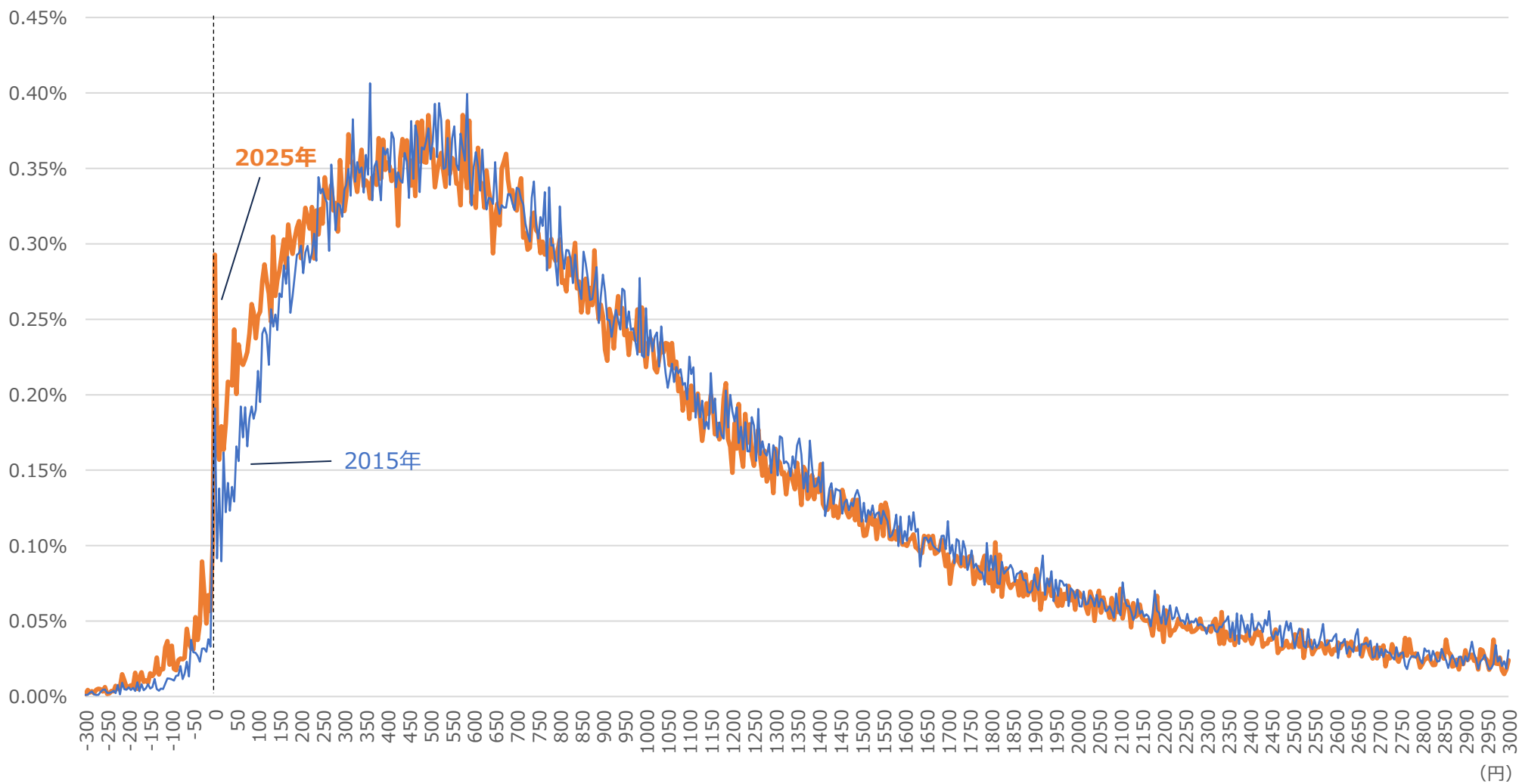
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

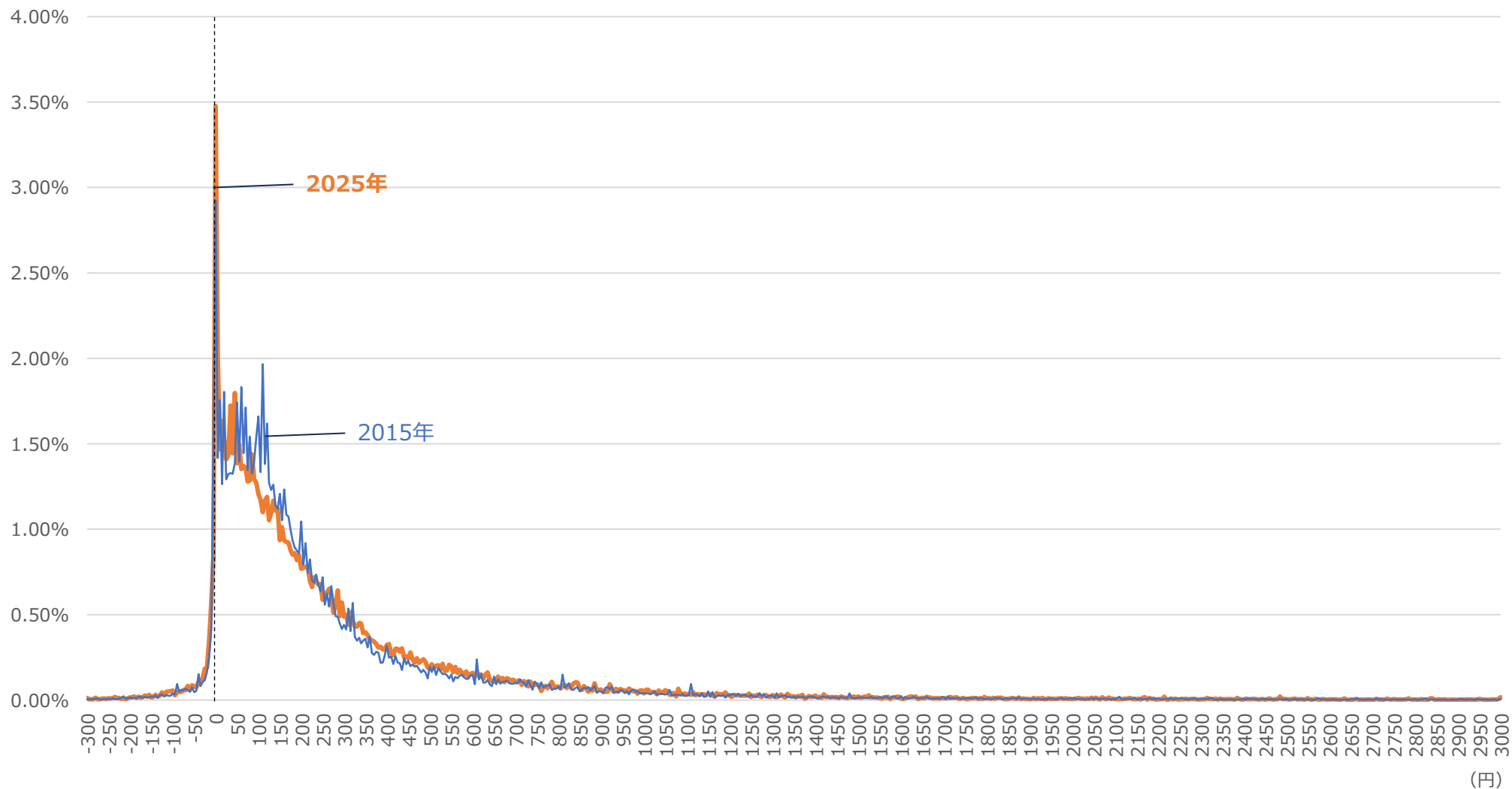
時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

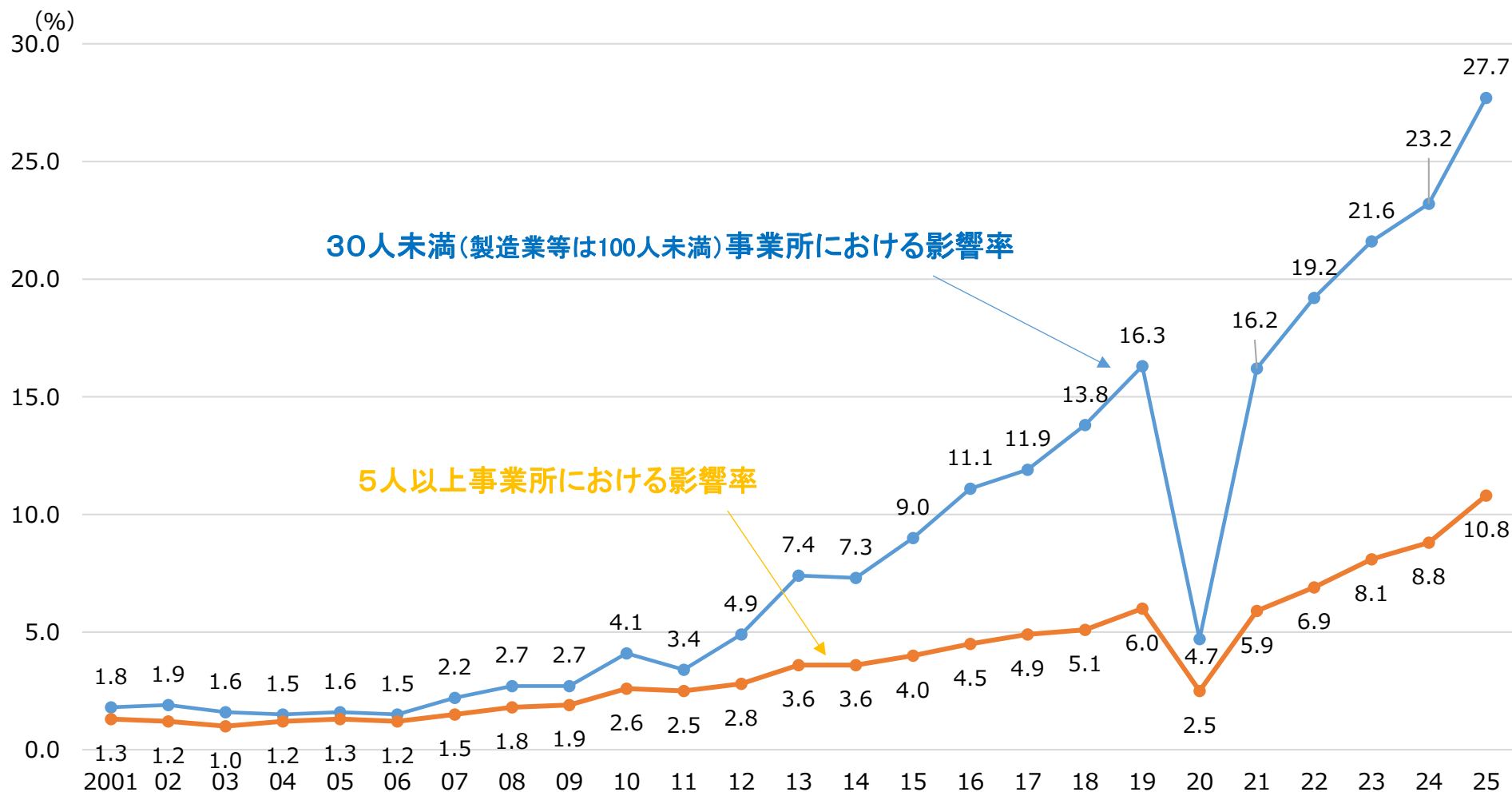


（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

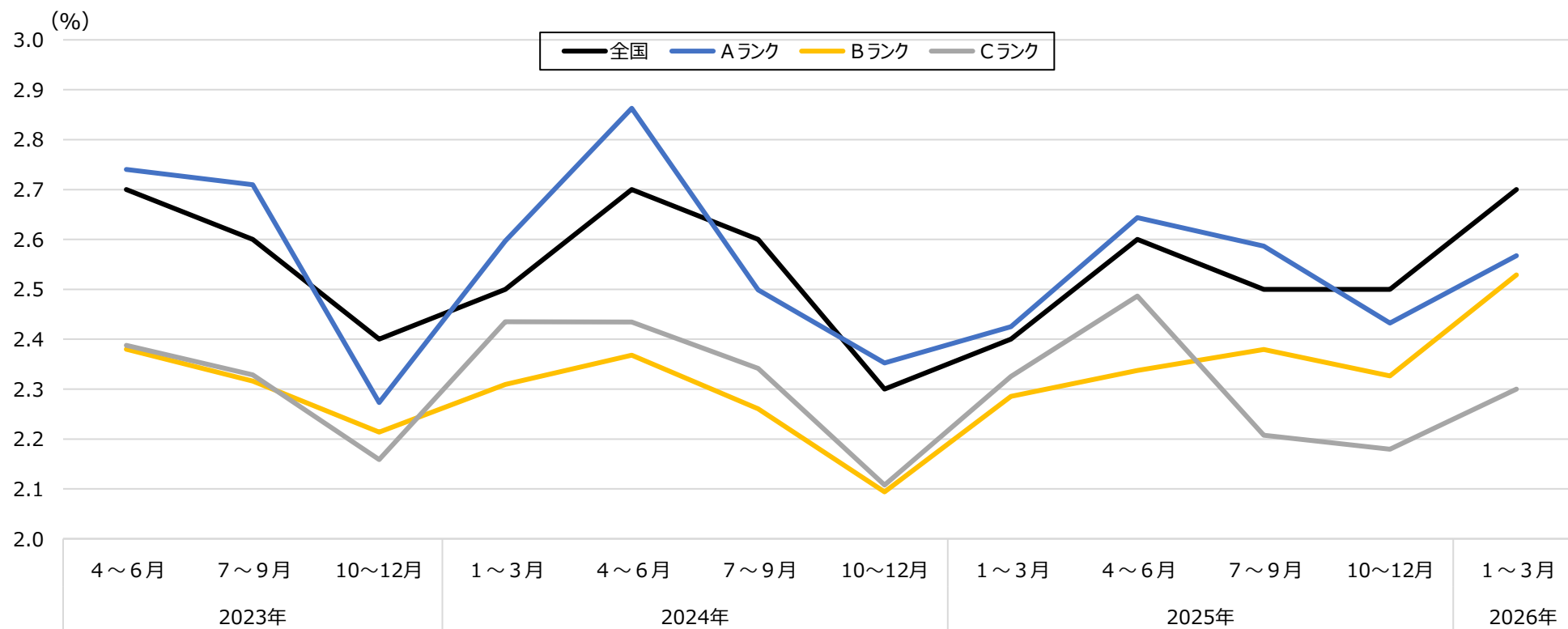
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」 (注) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」 (注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

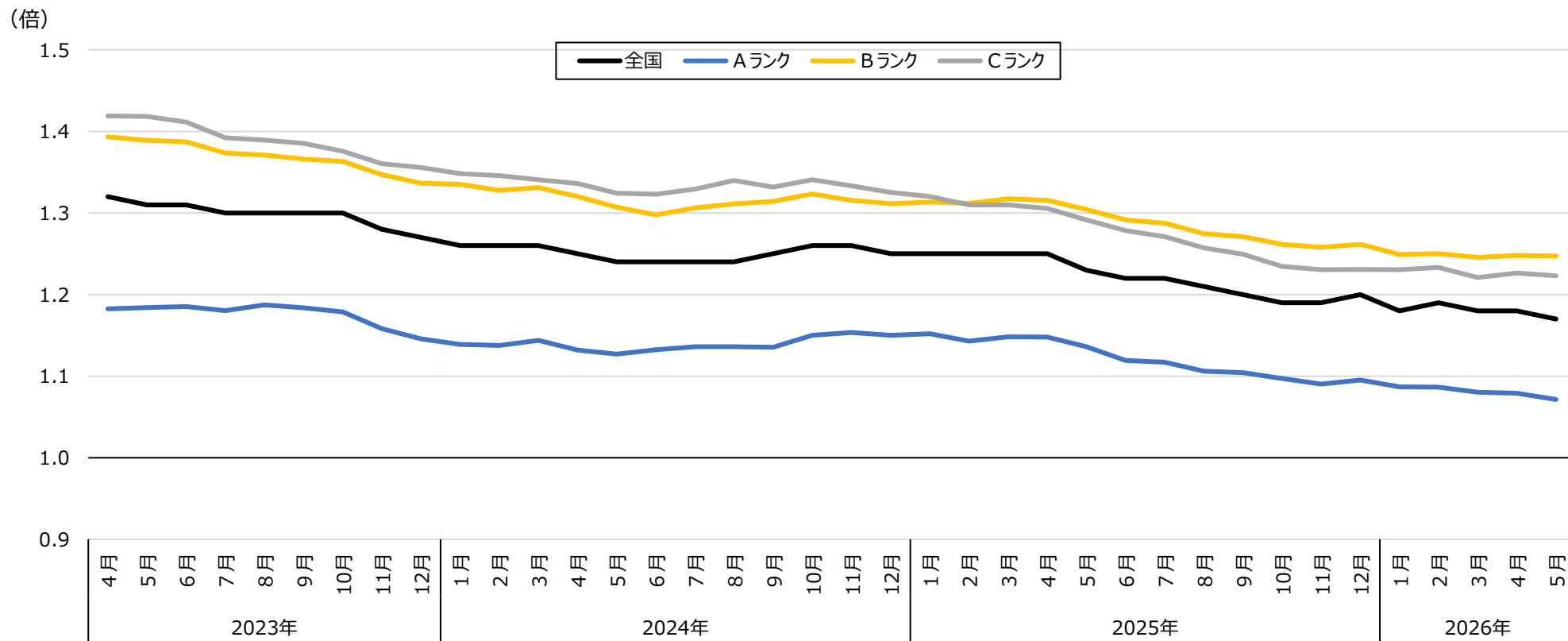
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

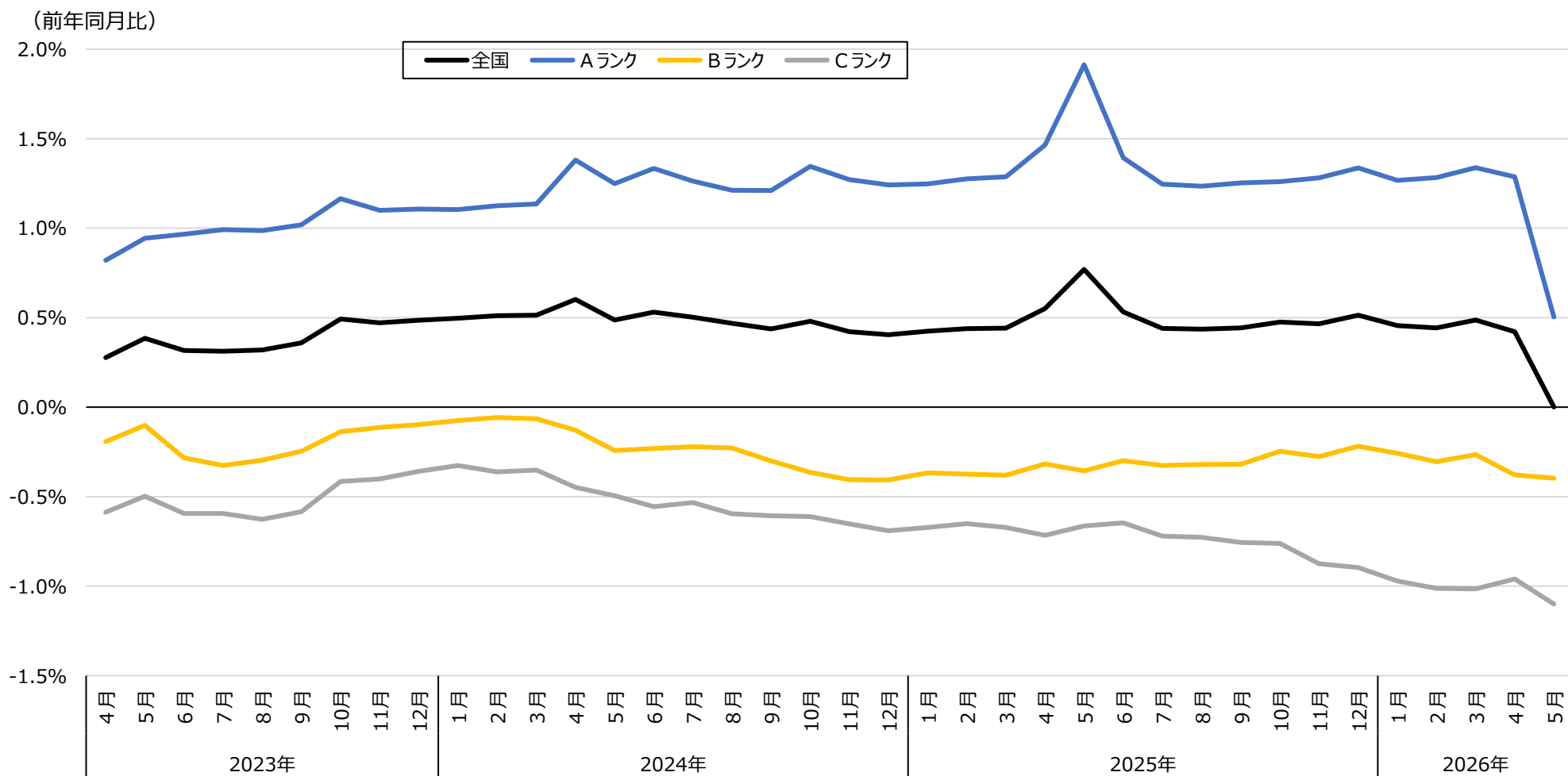
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

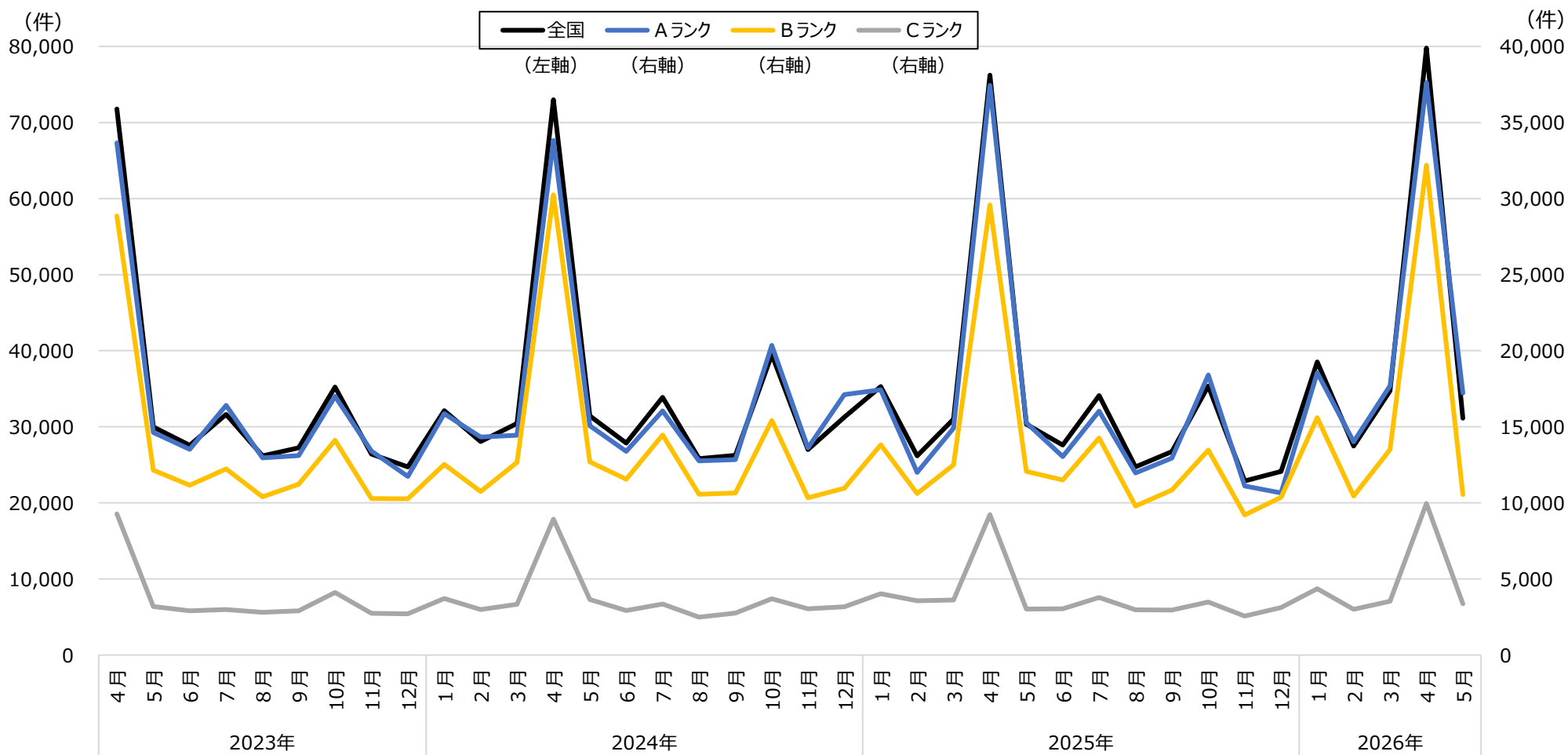
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

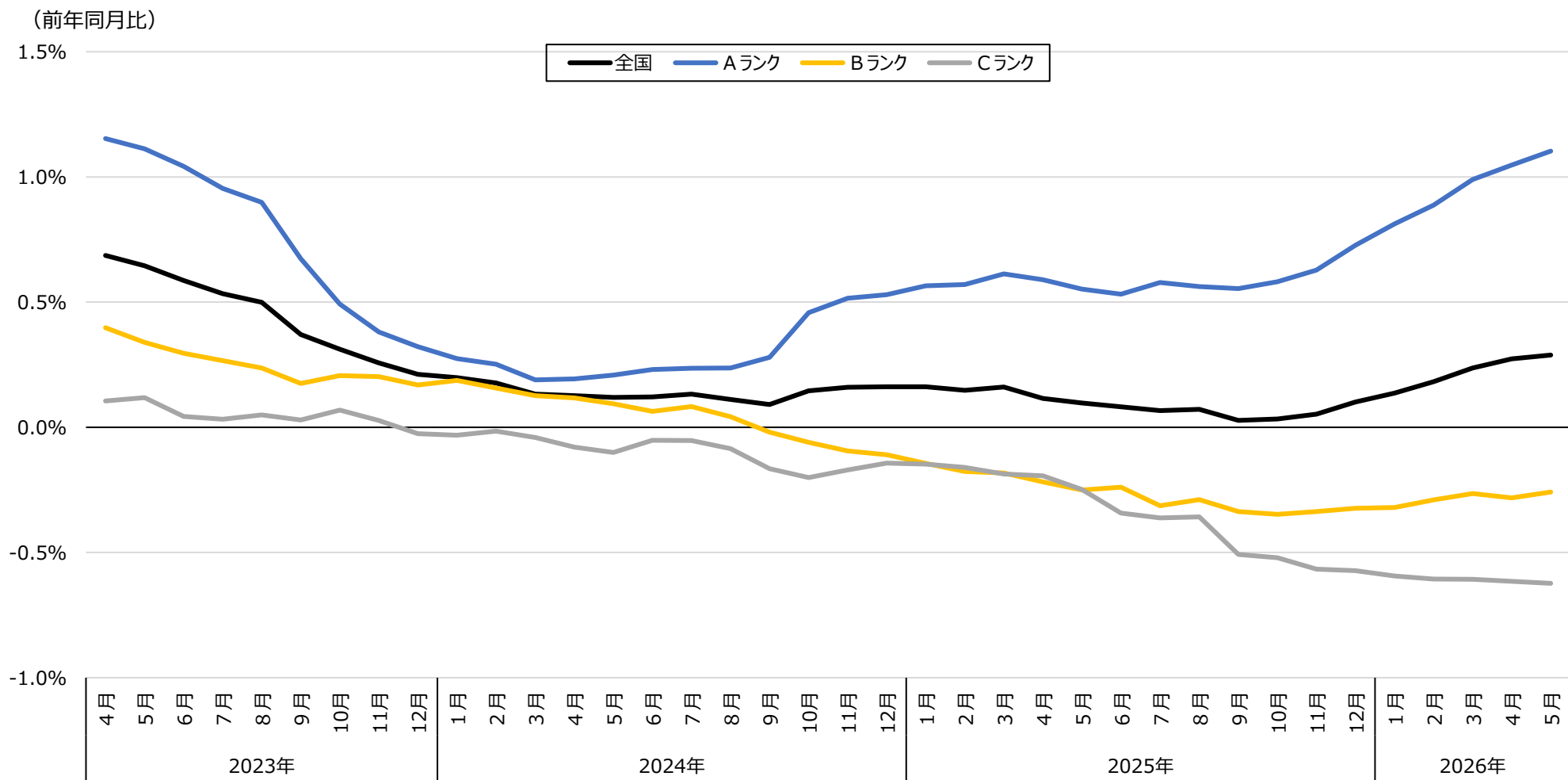
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

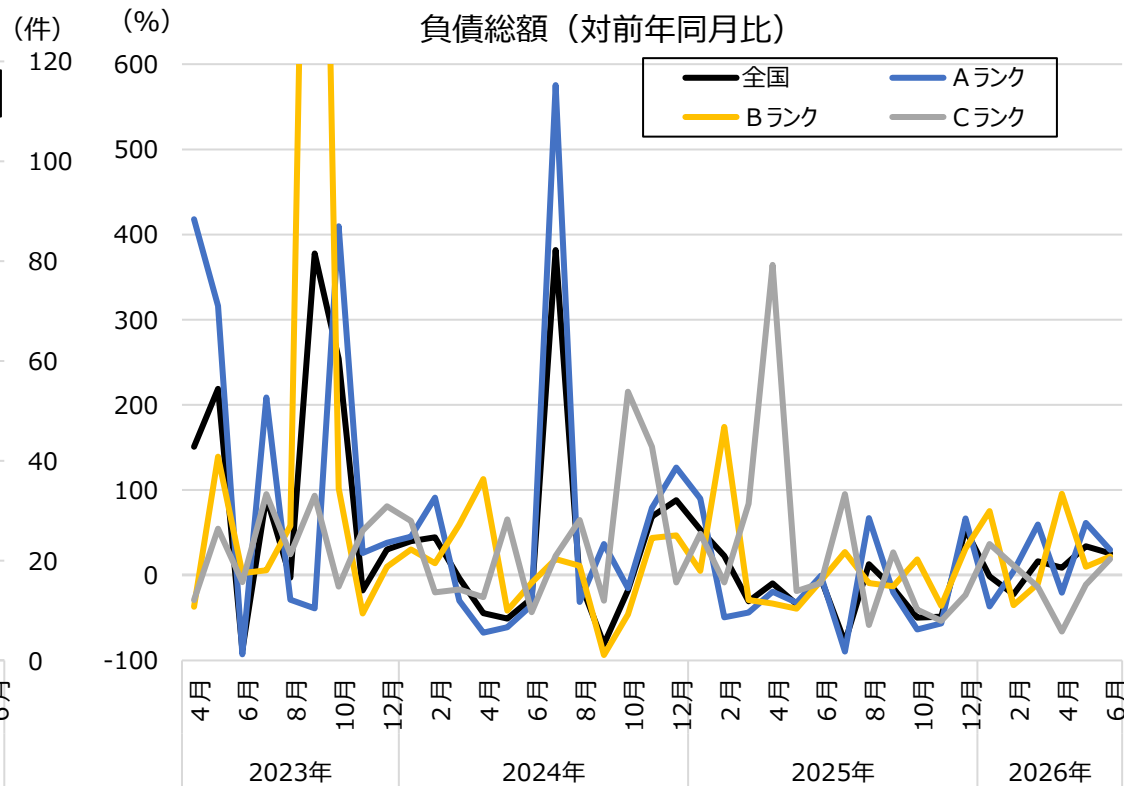
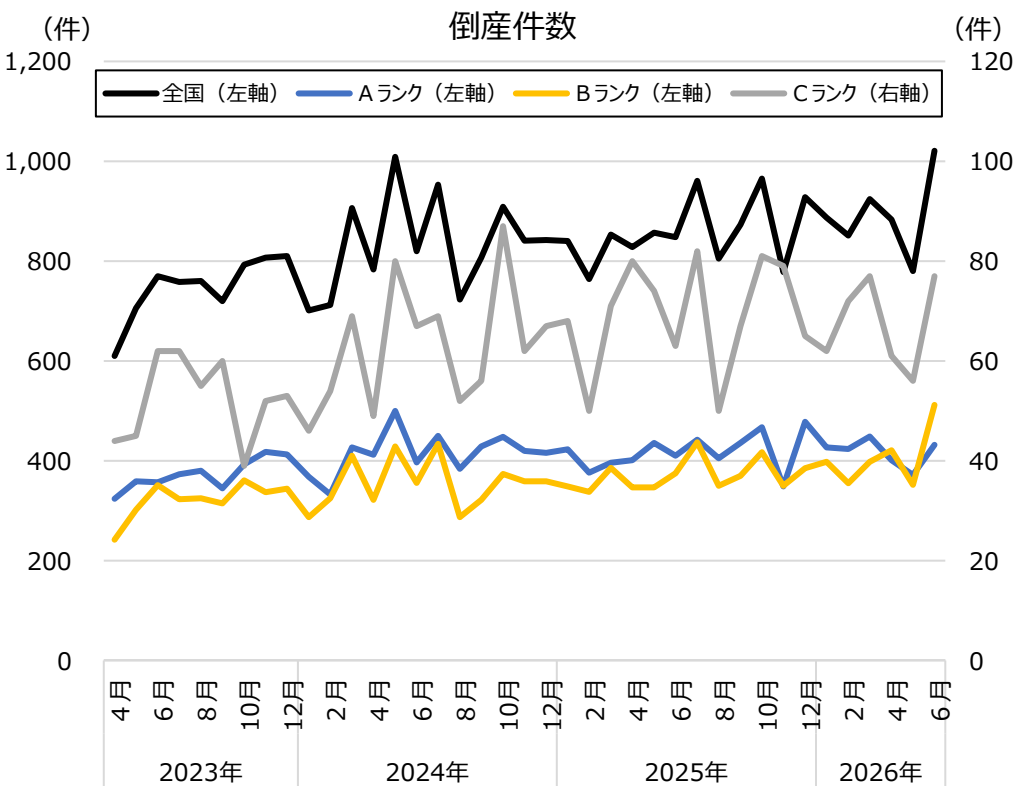
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

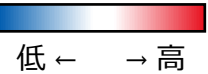
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年	2025年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年												2025年度 最前引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66							
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65								
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76							
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.10	1.11	79						
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65								
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80								
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77								
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78							
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69							
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.12	64								
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78							
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	0.95	63							
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99	0.97	64								
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63							
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.83	63							
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.37	1.37	1.38	1.39	65									
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46	64							
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70							
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69							
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64							
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	63						
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64							
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09	63								
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63						
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64							
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63						
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	1.22	64							
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.14	1.12	1.11	63							
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	64								
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.																																									

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.0%	66						
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76							
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79							
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65							
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80								
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77							
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	78							
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69							
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64							
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78							
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63						
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64							
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63							
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	65							
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64							
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70								
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69								
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64							
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63							
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64							
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63							
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63							
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64							
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63							
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64							
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	0.8%	63							
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64							
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65							
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73							
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71							
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65							
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65							
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64							
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66							
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66								
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77							
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71							
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%																		

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-1.5%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	-27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64	
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11											

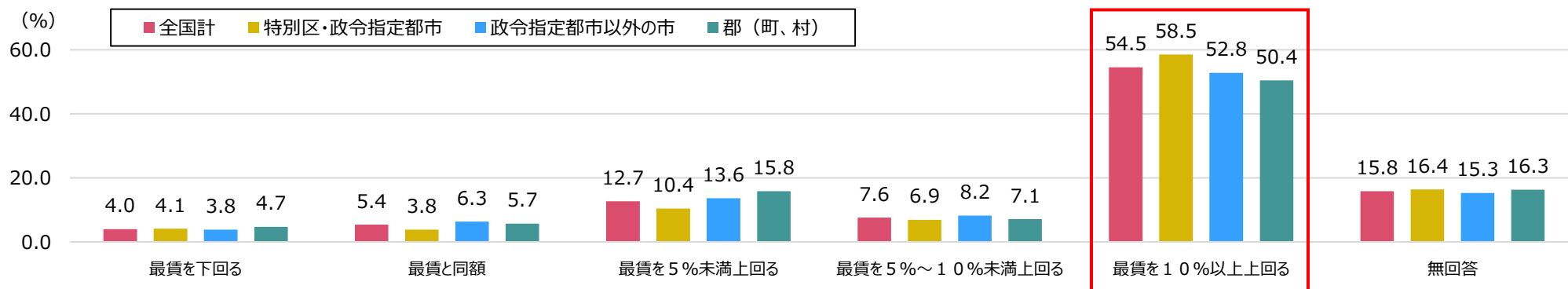
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 最増引上付額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66							
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65							
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76							
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79							
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65								
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80							
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77							
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78							
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69								
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64							
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	78								
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	63							
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%	64							
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63							
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63							
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	65							
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64							
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70							
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69							
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64							
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63							
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64							
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63								
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63							
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64								
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63								
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64								
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63							
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64							
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65								
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65							
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	73							
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	71							
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65							
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65							
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	64							
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66							
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66							
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	77							
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	71							
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%													

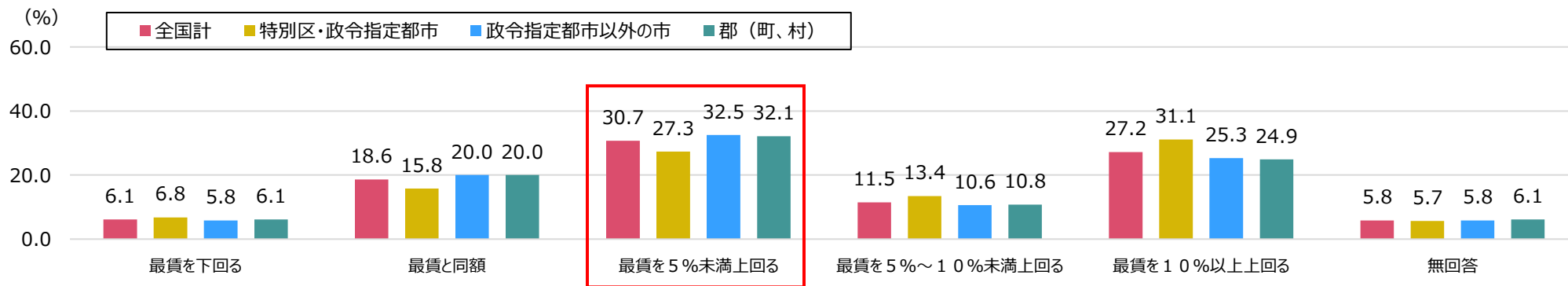
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

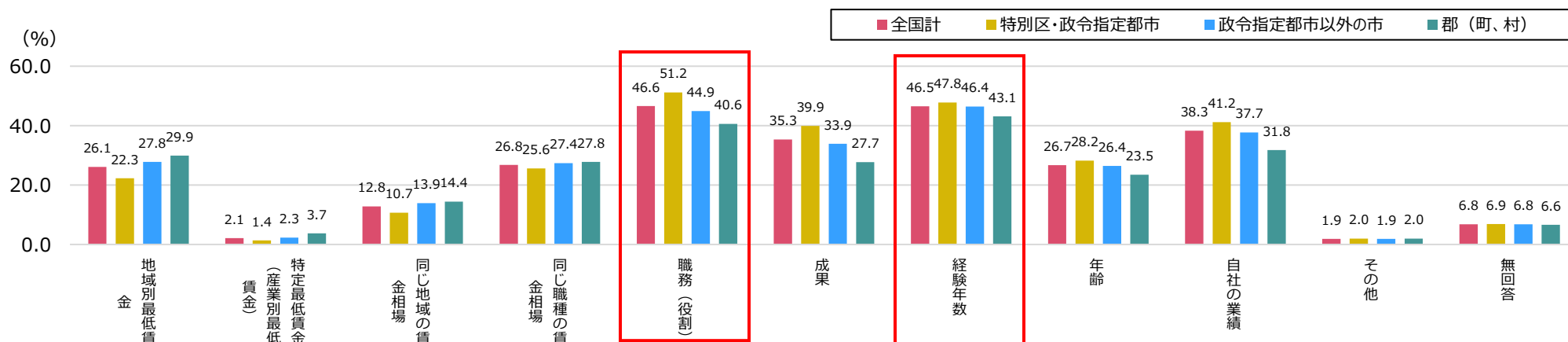
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。

（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

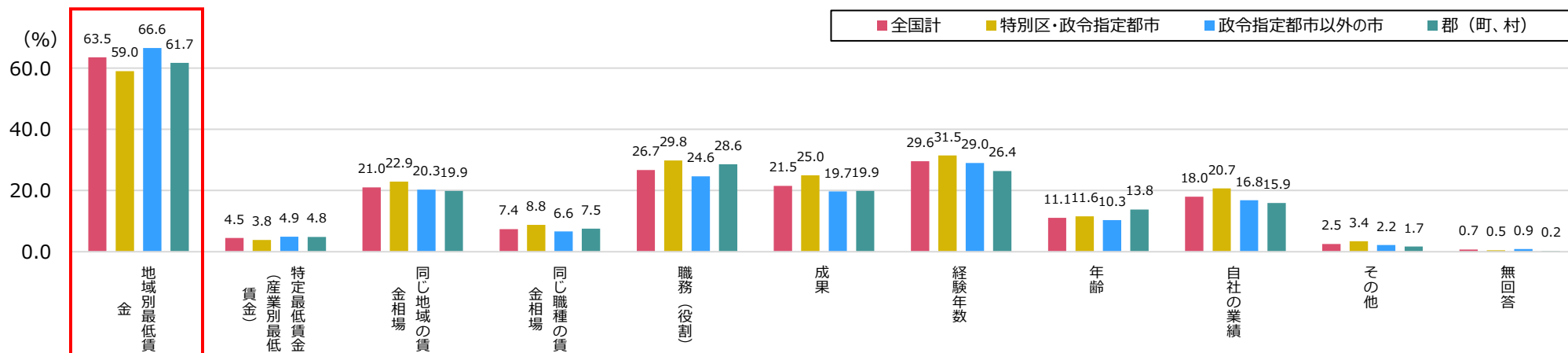
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



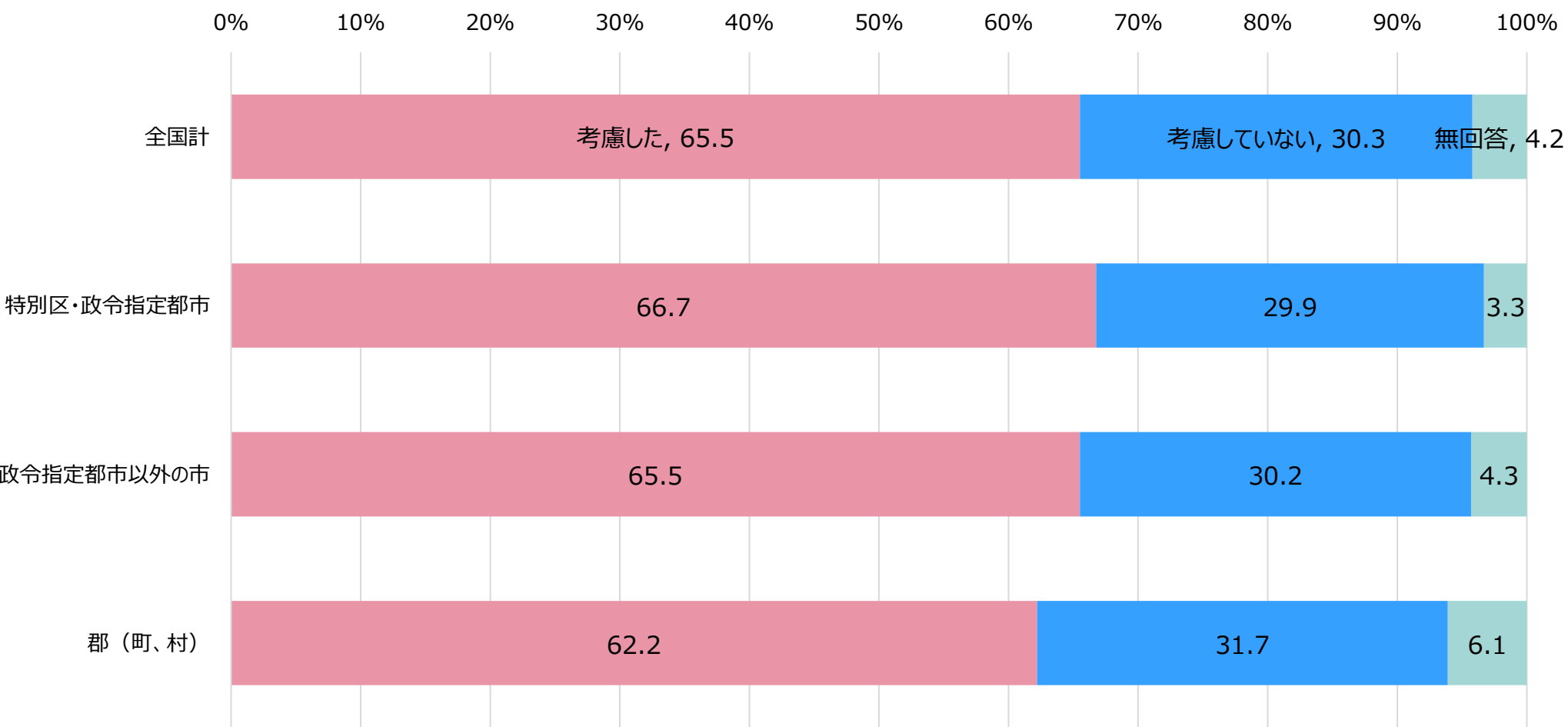
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

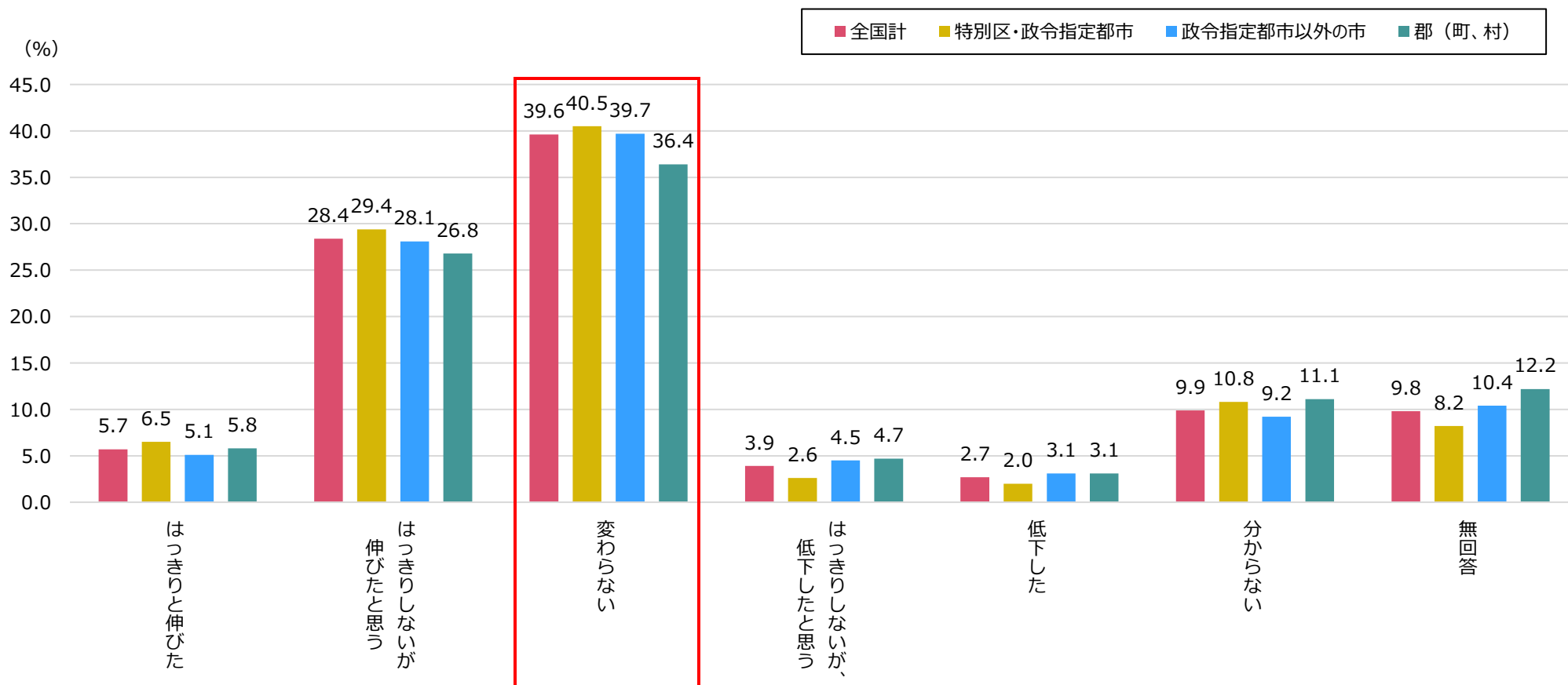


(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

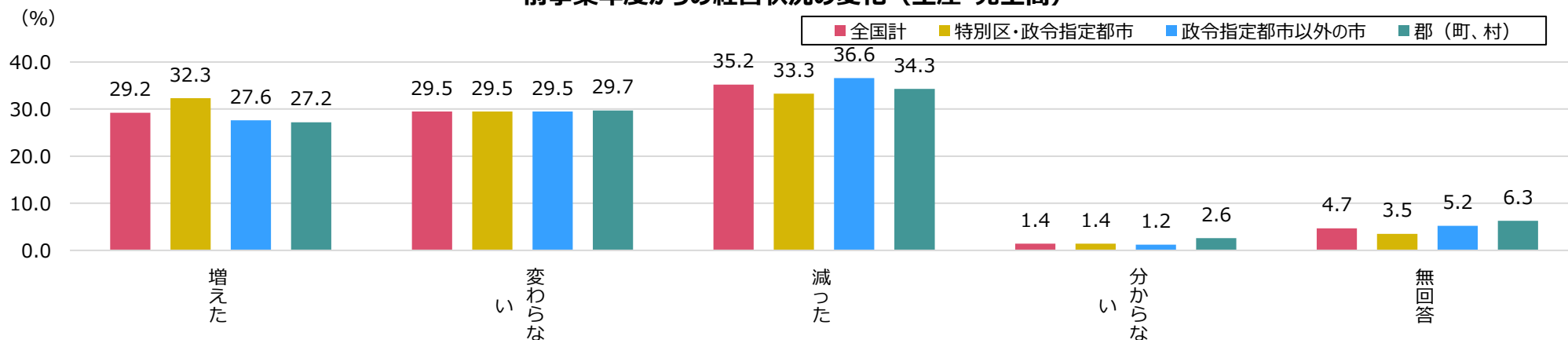


(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2025年調査:3,589社)について集計。
本心が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

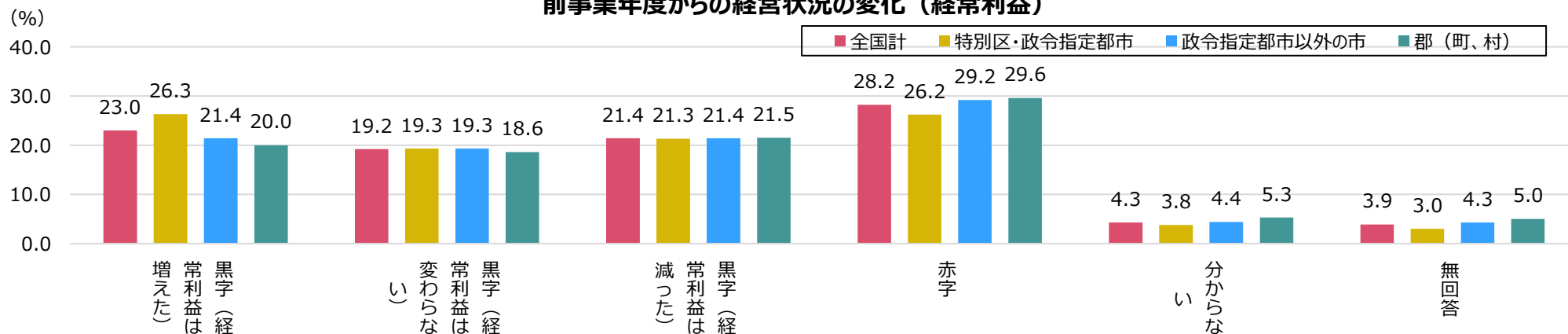
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は減った）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

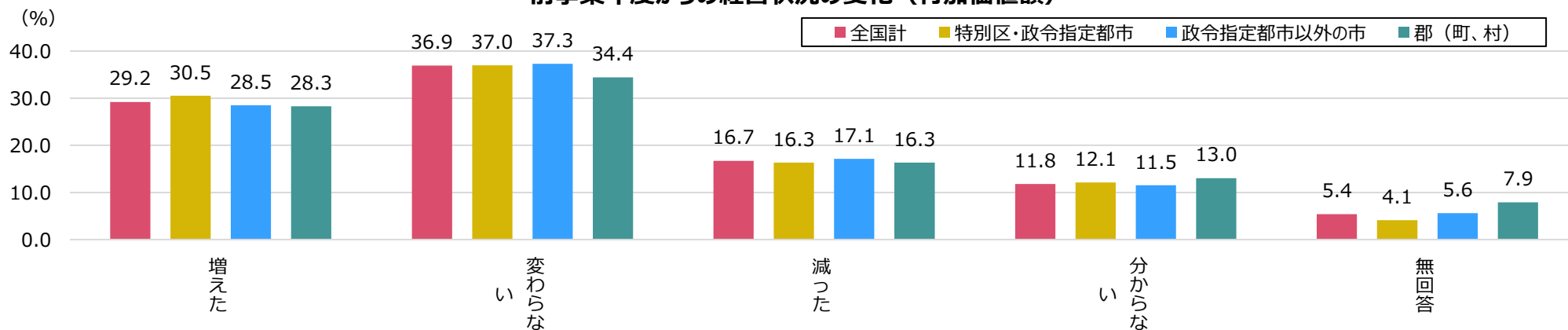


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

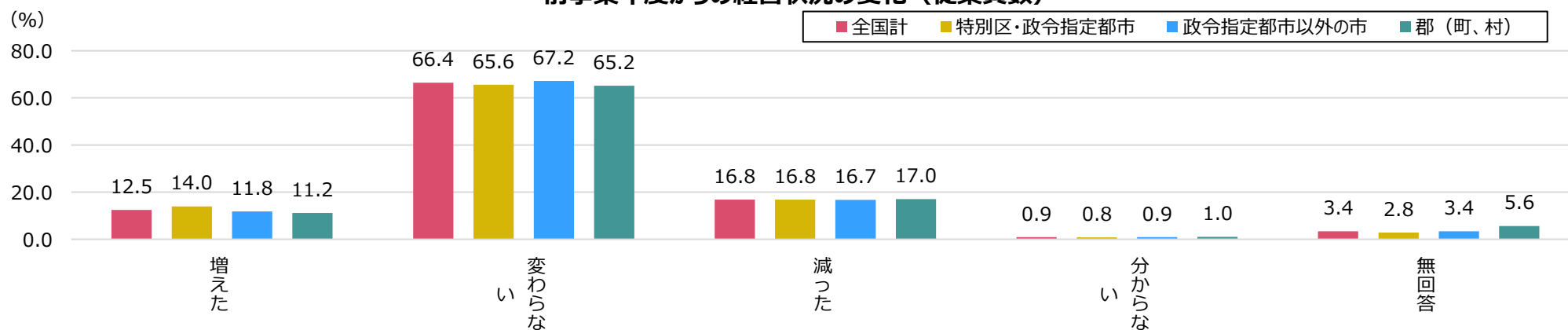
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

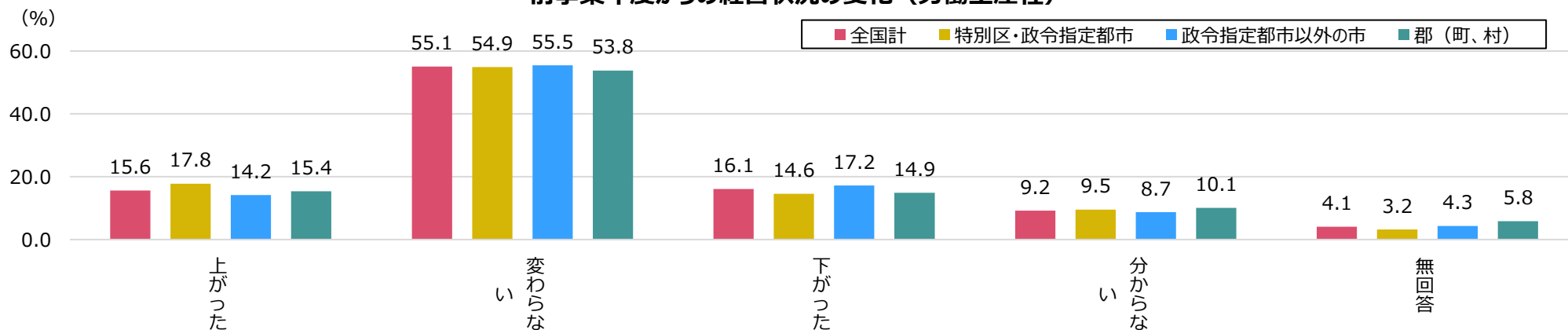


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

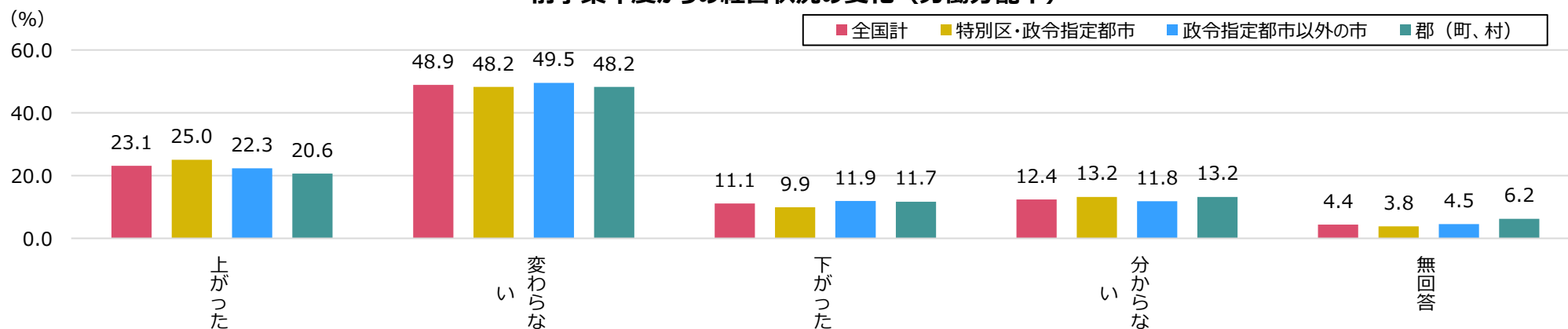
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）

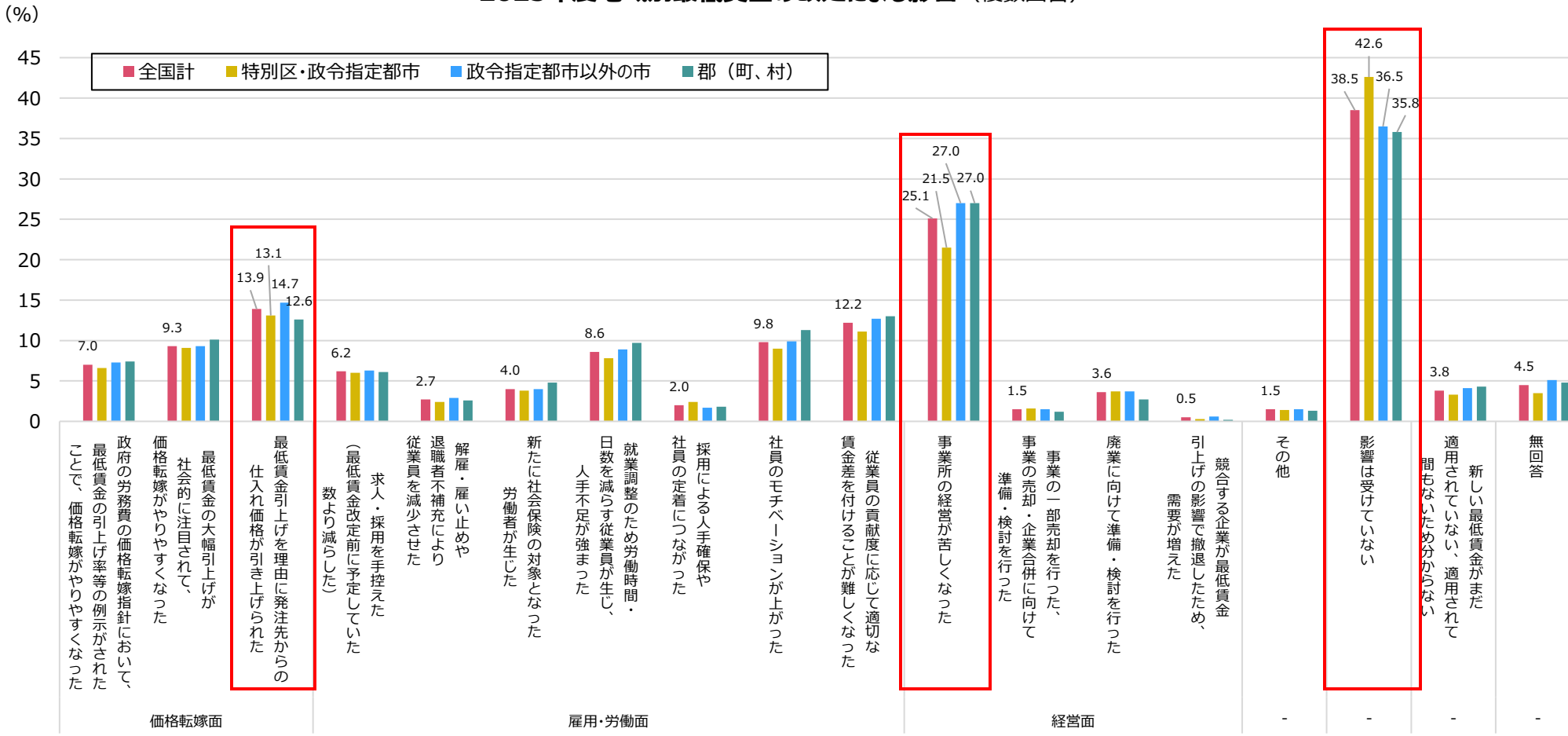


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員1人1時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。54

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）



(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 8 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 8 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では 3 年連続で 5 % を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では 6 % 台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は 7 割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の 6 割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、C ランクに A・B ランクを上回る目安を示したが、C ランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の1人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることから、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Cランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和5年全員協議会報告の1（2））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

令和 8 年度岩手地方最低賃金審議会
岩手県最低賃金専門部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	近 藤 信 一	岩手県立大学 教授
	齋 藤 信 之	元 岩手県労働委員会 事務局長
労働者代表委員	小 菅 孝 広	J A M青森岩手県連絡会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山 田 清 秋	U Aゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	藤 田 芳 男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス燃料株式会社 専務取締役
	宗 形 金 吉	岩手県商工会連合会 専務理事

(五十音順)

令和8年度岩手地方最低賃金審議会開催計画(案)

令和8年8月3日時点

令和6年度		令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			令和8年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月17日(金)	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R8.4.23(木)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	R8.6.5(金)	—	中央最賃審視察	6/4事業場視察 6/5意見交換
6月7日(金)	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R8.6.9(火)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月20日(木)	R7.6.10(火)	1日	実地視察	大船渡市、陸前高田市	R8.6.24(水)	1日	実地視察	二戸市、一戸町
6月25日(火)	R7.7.11(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
7月5日(金)	R7.7.15(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問	R8.7.7(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
7月25日(木)	R7.8.4(月)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
8月2日(金)	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R8.8.3(月)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月7日(水)	R7.8.7(木)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方	R8.8.5(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方
8月8日(木)	R7.8.8(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.7(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月26日(月)	R7.8.20(水)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.20(木)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月27日(火)	R7.8.21(木)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.24(月)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
	R7.8.27(水)	10:00	⑤県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R8.8.25(火)	午後	予備日	
					R8.8.27(木) 又はR8.8.28(金)	午後	予備日	
8月28日(水)	R7.8.28(木)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R8.8.31(月)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
9月4日(水)	R7.9.2(火)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.3(木)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
	R7.9.5(金)	10:00	第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.7(月)	午後	予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
	R7.9.12(金)	10:00	第3回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.8(火)	午後	予備日	
9月17日(火)	R7.9.16(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R8.9.16(水)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
10月16日(水)	R7.10.17(金)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R8.10.16(金)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月31日(水)	R7.11.6(木)	9:30	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月7日(木)	R7.11.10(月)	15:00	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月24日(木)	R7.10.30(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月15日(金)	R7.11.11(火)	9:30	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
11月12日(火)	R7.10.31(金)	10:00	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月14日(木)	R7.11.4(火)	9:30	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月25日(金)	R7.11.6(木)	15:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
11月19日(火)	R7.11.13(木)	9:30	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
必要性なし			②百貨店	必要性なし			②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
必要性なし			③百貨店	必要性なし			③百貨店	金額審議 結 審
11月22日(金)	R7.11.17(月)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R8.11.17(火)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 12月10日(火)	開催せず R7.12.3(水)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R8.12.3(木)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月24日(金)	R8.1.22(木)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.12.17(木)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月21日(金)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R9.3.19(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

2026年7月22日

岩 手 労 働 局
局 長 川 又 修 司 様
岩手地方最低賃金審議会
会 長 齋 藤 信 之 様

日本労働組合総連合会岩手県
会 長 伊 藤 裕 一
日本労働組合総連合会岩手県
労働局長 山 田 清 秋

2026年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について

標記の職場決議について以下の内容にて要請いたします。

1, 333 筆

岩手地方最低賃金審議会

会 長 齋 藤 信 之 様

令和8年度 岩手地方最低賃金の改定に関する要請書【職場決議】

最低賃金の改善に向けご努力いただいている貴職をはじめ審議会関係者の皆様に敬意を表します。

最低賃金は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資する」ことを目的とされています。

政府は、現下の日本経済について、緩やかな景気回復が継続しているとしており、令和7年11月に閣議決定した総合経済対策では、最低賃金の引き上げとその環境整備を推進し、地方や中小企業の賃金引き上げを支援する施策を拡充するとしています。

岩手県では、最低賃金が過去最高の79円引き上げられました。しかしながら、実質賃金の低迷や都市部との格差、若者の県外流出が続いている状況です。これらの影響により、労働力不足や人材確保の難しさ、さらに子どもの貧困や教育格差の深刻化が懸念されています。

岩手県議会は、本年3月23日「国の強い経済の実現を目指し、総合経済対策の方針等を踏まえた引き上げを実現すること。」をはじめ、「令和8年度岩手県最低賃金改定等に関する意見書」が全会一致で採択され、国の関係機関および貴審議会並びに岩手労働局長あてに提出されています。

このような状況から、今年度の岩手地方最低賃金の改定にあたり、職場決議として次の事項を強く要請いたします。

1. 国の「最低賃金の引き上げとその環境整備を推進し、地方や中小企業の賃金引き上げを支援する施策を拡充する。」との方針等を踏まえ、岩手県議会の意見書にそって、地方最低賃金の引き上げを実現すること。
2. 令和8年度岩手地方最低賃金の改定にあたり、岩手県は全国的に下位に位置しており、都市部との賃金額差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会において、全国下位からの脱却や県外への人材流出を防止する観点を踏まえ、他地域を意識した審議を行うこと。
3. 特定（産業別）最低賃金の改定については、一部業種で据え置かれている現状があるが、これまでの産業区分の新設に至った経緯を考慮し、受理された申し出について審議し改定すること。

2026年 7月10日

組織名 日本労働組合総連合会岩手県連合会

代表者 会長 伊藤 裕一

岩手地方最低賃金審議会

会 長 齋 藤 信 之 様

令和 8 年度 岩手地方最低賃金の改定に関する要請書【職場 決議】

最低賃金の改善に向けご努力いただいている貴職をはじめ審議会関係者の皆様に敬意を表します。

最低賃金は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資する」ことを目的とされています。

政府は、現下の日本経済について、緩やかな景気回復が継続しているとしており、令和 7 年 11 月に閣議決定した総合経済対策では、最低賃金の引き上げとその環境整備を推進し、地方や中小企業の賃金引き上げを支援する施策を拡充するとしています。

岩手県では、最低賃金が過去最高の 79 円引き上げられました。しかしながら、実質賃金の低迷や都市部との格差、若者の県外流出が続いている状況です。これらの影響により、労働力不足や人材確保の難しさ、さらに子どもの貧困や教育格差の深刻化が懸念されています。

岩手県議会は、本年 3 月 23 日「国の強い経済の実現を目指し、総合経済対策の方針等を踏まえた引き上げを実現すること。」をはじめ、「令和 8 年度岩手県最低賃金改定等に関する意見書」が全会一致で採択され、国の関係機関および貴審議会並びに岩手労働局長あてに提出されています。

このような状況から、今年度の岩手地方最低賃金の改定にあたり、職場決議として次の事項を強く要請いたします。

1. 国の「最低賃金の引き上げとその環境整備を推進し、地方や中小企業の賃金引き上げを支援する施策を拡充する。」との方針等を踏まえ、岩手県議会の意見書にそって、地方最低賃金の引き上げを実現すること。
2. 令和 8 年度岩手地方最低賃金の改定にあたり、岩手県は全国的に下位に位置しており、都市部との賃金額差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会において、全国下位からの脱却や県外への人材流出を防止する観点を踏まえ、他地域を意識した審議を行うこと。
3. 特定（産業別）最低賃金の改定については、一部業種で据え置かれている現状があるが、これまでの産業区分の新設に至った経緯を考慮し、受理された申し出について審議し改定すること。

2026 年 4 月 28 日

組織名

宮古市職員労働組合

代表者

執行委員長 大須賀 健

2026年7月22日

中小企業・小規模事業者支援し、岩手県と全国の最低
賃金を時給1700円以上に引き上げることを求める

要請署名

1,976

筆

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

中小企業・小規模事業者を支援し、岩手県と全国の最低賃金を 時間額 1700 円以上に引き上げることを求める要請署名

岩手地方最低賃金審議会 会長 殿

岩手労働局長 殿

中央最低賃金審議会 会長 殿

厚生労働大臣 殿

■ 要 請 趣 旨 ■

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。

岩手県の現在の最低賃金額は時間額 1031 円です。これで 1 か月働いた賃金は 14 万 8567 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。また家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、とても生活できるような水準ではありません。抜本的な引き上げが求められています。

また全国の最低賃金は各都道府県で金額が違います。最高の東京都は現在 1,226 円で、岩手県との差は 195 円です。1 か月あたり 2 万 8100 円、年 33 万 7194 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

私たちが全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、1 人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには全国どこでも概ね月額 27 万円、時間額 1700 円以上が必要であり、都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになりました。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすること、そして、その水準もせめて時間額 1700 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。

最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

盛岡市在住の 25 歳単身男性の「最低生計費」（2026 年 5 月現在）は、月額 28 万 6363 円（税込み）、最低賃金額は 1648 円（173.8 時間）～1909 円（150 時間換算）となりました。

■ 要 請 項 目 ■

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県と全国の最低賃金を時間額 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを国に求めること。

氏 名	住 所
富山	岩手県 陸前高田市
熊谷	岩手県 陸前高田市
大坂	岩手県 陸前高田市
国澤	岩手県 大船渡市
三浦	岩手県 大船渡市

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報等が利用されることは一切ありません

【取扱団体】 岩手県労働組合連合会（いわて労連） ・ 国民参画岩手県共闘会議

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会

会長 齋藤 信之 殿

岩手県労働組合

(いわて労連

議長 中野

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 79 円引き上げられ、時間額 1,031 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 15 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 14 万 8,567 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,226 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 195 円です。1 か月あたり 2 万 8,100 円、年間で 33 万 7,194 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1700 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026 年 5 月時点）では、月額 28 万 6,363 円（税込）、最低賃金額は 1,648 円（173.8 時間換算）～1,909 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違いうという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1700 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

最低生計費試算調査結果・2026年版（岩手県）

■月 額

286,363円

■時間額（月150時間換算）

1,909円

最低生計費試算調査結果・2026年版（岩手県）

● 月額（税込）

2016年	228,664円
↓	
2022年	258,003円
↓	
2026年	286,363円

● 時間額（150時間換算）

2016年	1,524円
↓	
2022年	1,720円
↓	
2026年	1,909円

		2016年	2022年	2026年
		岩手・盛岡市	岩手・盛岡市	岩手・盛岡市
消費支出		173,997	186,717	208,659
食費		40,083	47,242	52,570
住居費		35,000	37,000	41,000
水道・光熱		9,024	11,614	11,525
家具・家事用品		4,216	3,932	5,626
被服・履物		6,501	7,144	7,801
保健医療		2,596	2,636	2,759
交通・通信		39,697	36,057	38,802
教養・娯楽		17,533	19,988	24,837
その他		19,347	20,105	23,740
非消費支出		37,367	52,686	56,904
予備費		17,300	18,600	20,800
最低生計費	税抜	191,297	205,317	229,459
（月額）	税込	228,664	258,003	286,363
年額（税込）		2,743,968	3,096,036	3,436,358
時給換算（月173.8時間）		1,316	1,484	1,648
時給換算（月150時間）		1,524	1,720	1,909
最低賃金		716	854	1,031

表 東北地方最低生計費試算調査結果（2026年版改定）総括表

2024年

2025年

都道府県名	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	北海道	東京都
自治体名	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	札幌市	北区
性別	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性
最賃ランク	C	C	C	C	B	B	B	A
消費支出	202,819	204,032	208,659	207,132	211,247	205,384	185,798	203,757
食費	52,290	53,791	52,570	54,952	55,278	54,513	45,978	61,112
住居費	39,000	39,000	41,000	40,000	43,000	40,000	39,000	60,417
水道・光熱	10,800	10,300	11,525	10,304	10,086	10,349	12,505	7,940
家具・家事用品	4,545	4,244	5,626	4,864	4,631	4,312	4,905	3,163
被服・履物	7,200	7,527	7,801	6,506	8,230	6,952	6,922	7,777
保健医療	2,754	2,819	2,759	2,802	2,742	2,722	4,701	1,080
交通・通信	38,251	37,642	38,802	38,527	39,170	38,337	14,459	9,734
教養・娯楽	24,360	25,163	24,837	23,825	24,240	24,569	35,654	29,506
その他	23,619	23,545	23,740	25,350	23,871	23,630	21,674	23,028
非消費支出	53,051	57,636	56,904	54,435	63,112	56,890	58,009	60,977
予備費	20,200	20,400	20,800	20,700	21,100	20,500	18,500	20,300
最低生計費 (月額)	税抜	223,019	224,432	229,459	227,832	232,347	225,884	224,057
	税込	276,070	282,068	286,363	282,267	295,459	282,774	285,034
年額(税込)	3,312,842	3,384,821	3,436,358	3,387,203	3,545,506	3,393,286	3,147,684	3,420,414
必要最低賃金額A(173.8時間換算)	1,588	1,623	1,648	1,624	1,700	1,627	1,509	1,640
必要最低賃金額B(150時間換算)	1,840	1,880	1,909	1,882	1,970	1,885	1,749	1,900

2026年7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手県農業協同組合労働組
中央執行委員長 櫻田 真

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

当組合が属する職場の時間給雇用者の時給はほぼ最低賃金に張りついています。非正規雇用の月給者も平均 18 万円前後です（月 160 時間前後）。そうした職員が全体の 4 割近くを占めている状況です。物価高騰が続くもとで、低賃金層がその影響をより大きく受けています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1700 円以上が必要です。近年の物価高騰を加味した再試算では、盛岡市での単身男性の「最低生計費」（2026 年 5 月時点）は、月額 28 万 6,363 円（税込み）、時間額換算で時給 1,648 円（173.8 時間）～1,909 円（150 時間）でした。しかも、都市部との差はほとんどないことが明らかになっています。

最低賃金は、「生計費及び賃金並びに事業の支払能力を考慮して定める」こととなっていますが、「労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的と」しており、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」ことを求めていることからすれば、生計費をより重視した審議がされるべきです。しかし審議資料には生計費の実態を示すデータがほぼ無いと言わざるを得ません。

事業の支払能力を考慮する事情は理解しますが、それでは経済格差を固定・拡大し、貧困層の増加や都市部への人口流出が進むばかりです。地方審議会で目安への大幅上乘せが拡大しているのを、中央審議会で地域間競争と評していますが、こうした危機感への理解が欠けているのではないのでしょうか。

必要な生計費を考えれば最低賃金の大幅引上げは避けられないもとで、発効日の後ろ倒しは苦肉の策と言うほかありません。最低賃金法の主旨からすれば、厚生労働省が法定発効の遵守を強力に指導するべきです。

大幅上乘せや発効日をめぐる混乱は、地域別最低賃金制度の矛盾が限界に達している表れだと考えます。生計費の実態を見れば、最低賃金の大幅引上げと全国一律制度への転換を早急に進めることを求めます。

また、地域の経済格差を是正するのが税制の役割だと考えます。最低賃金引き上げにかかる中小企業・小規模事業者への支援策の拡充を政府の責任で実施することを求めます。

2026 年 7 月 22 日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋 藤 信 之 様

岩手県自治体労働組合総連合
中央執行委員長 吉田 仁

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

物価高騰が続き、実質賃金が下がり続ける中で、岩手県内の労働者の生活苦と貧困は深刻さを増しています。昨年度の岩手地方最低賃金は 79 円引き上げられ、時間額 1,031 円となりました。しかし、私たちが求める「時間額 1,500 円」には依然として大きな隔たりがあります。この水準で 1 か月働いた場合の賃金は 14 万 8,567 円にすぎず、税・社会保険料、家賃、水光熱費、奨学金返済などを負担すれば、自立した生活は到底成り立ちません。最高額の東京との賃金格差は 1 時間あたり 195 円、年間 33 万 7,194 円に達し、若者の県外流出の一因となっています。地方自治体が人口流出対策を進める上でも、賃金格差の是正は避けて通れません。

全労連の「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が人間らしく暮らすには全国どこでも月額 25 万円以上、時間額 1,700 円以上が必要とされています。盛岡市の最新試算でも月額 28 万 6,363 円、最低賃金換算で 1,648～1,909 円となり、都市部と地方の生計費に差がないことが明らかです。都道府県ごとに最低賃金が異なる現行制度は限界であり、全国一律制度への転換が求められます。最低賃金引き上げには中小企業支援が不可欠であり、社会保険料・税の減免、人件費・原材料費・エネルギーコストの上昇分を価格に適切に転嫁できる仕組みなど、国による抜本的支援が必要です。岩手県の賃上げ支援制度は重要ですが、本来は国が責任を持って全国的に実施すべきです。

最低賃金の引き上げは生活苦の解消にとどまらず、地域経済の活性化、人口流出の抑制、自治体財政の健全化にも直結する政策です。地方自治体で働く公務労働者の労働組合として、地域住民の生活を支える現場の立場から、最低賃金の抜本的改善を強く求めます。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1,700 円以上に引き上げる
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費・原材料費等の上昇分が適切に価格へ反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

2026年 7月 7日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医療労働組合連合
執行委員会 五十嵐

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 79 円引き上げられ、時間額 1,031 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 15 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 14 万 8,567 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,226 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 195 円です。1 か月あたり 2 万 8,100 円、年間で 33 万 7,194 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1700 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026 年 5 月時点）では、月額 28 万 6,363 円（税込）、最低賃金額は 1,648 円（173.8 時間換算）～1,909 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違いうという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1700 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医療局労働組合
中央執行委員長 森 優子

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違ふという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月2/日

岩手地方最低賃金審議会

会長 齋藤 信之 殿

岩手医科大学教職員組合¹
中央執行委員長 柴田 勇樹

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

いわて生協労働組合
執行委員長 高橋 基

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

いわて生協で働く職員の約7割はパートやアルバイトなどの非正規労働者です。続く物価高騰や中東情勢による生活への影響に対する不安が増す中で、春闘での賃上げの成果が得られ難い非正規労働者の生活は、これまで当たり前だった生活をあきらめ、切り詰めるほどに困窮を極めるものとなっています。

いわて生協のパート・アルバイトの基本時給は昨年の最低賃金改定により12月から55円引き上げ、春闘で15円の引き上げとなりました。合わせて70円引き上がり現在の基本時給は1,070円となっていますが、昨年の岩手の最低賃金引上げ額の79円を下回っており、ますます最低賃金近傍で働く非正規労働者は増加しています。最低賃金の引き上げは働く時給に直結し、生活を支える基盤となっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。この春に私たち全労連東北ブロックが行った最低生計費試算調査（2026年版）の結果では特に交通・通信費の項目に大きな差があることが示されました。東京の9,734円に対して岩手は38,802円と3倍なっています。これは地方における交通のインフラが整っておらず、バス路線の廃止や減便が多く、車がないと生活が厳しいことの現れです。生活コストに大きな差がないにも関わらず、最低賃金の地域間格差が存在することに疑問を感じます。どこの地域で働いても、等しく生活が営める基準が必要であり、都道府県ごとに金額が違いうという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国におい

てこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年7月21日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 様

岩手大学生生活協同組合労働組合
執行委員 若狭香澄

最低賃金改定に関する意見書

1. 意見の趣旨

近年、物価高騰の長期化により、岩手県における労働者の生活は一層深刻な状況に置かれています。

このような中、現行の岩手地方最低賃金の水準は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むために十分であるとは言い難い状況です。

全労連が全国で調査を続ける「最低生計費試算調査」（2026年7月6日現在）の中で、岩手県において示されている最低生計費は時給1,909円（月150時間換算）とされており、現行の岩手地方最低賃金・1,031円との間には依然として大きな乖離が存在しています。

以上を踏まえ、最低賃金の実効性ある引上げを強く求めます。

2. 物価高騰の長期化と生活の深刻化

食料品、光熱費、ガソリン価格等、生活に不可欠な支出の増加が続いており、物価高騰は一過性のものではなく長期化しています。

特に、食料品、日用品、通信費、保健医療費など生活に不可欠な支出は全国的に共通しており、近年の物価上昇によって地方においても生活コストは大幅に増加しています。また、自動車保有が生活上不可欠な地域では、車両維持費や燃料費が追加的に必要となり、東京以上の負担を強いられる場合もあります。

その影響は、最低賃金近傍で働く労働者にとり特に大きく、可処分所得の減少や生活水準の低下など、生活の深刻化が顕在化しています。

3. 岩手県最低生計費（時給 1,909 円）との乖離

全労連が全国で調査を続ける「最低生計費試算調査」（2026 年 7 月 6 日現在）の中で、岩手県の最低生計費は時給 1,909 円（2026 年 5 月調査・月 150 時間換算）とされており、現行最低賃金との間には依然として大きな乖離が存在しています。また、東京・北区

（2025 年調査）の最低生計費時給額は 1,900 円（月 150 時間換算）となっており、この結果から「地方だから生活費が安くて済む」というような従来の考え方が実態に合わなくなっていることを示しています。

最低賃金は労働者が最低限の生活を維持できる水準であるべきであり、地域間格差を前提とした低水準の最低賃金を正当化する根拠は乏しいと考えます。

したがって、最低賃金の審議にあたっては、最低生計費試算で示された実態を重視し、東京をはじめとする高額地域との格差是正を進めるとともに、全国どこでも安心して働き暮らせる水準への大幅な引上げを求めます。

岩手県において、単身で生活を維持するために必要とされる水準は時給 1,909 円とされていますが、現行最低賃金・1,031 円はこれを大きく下回っています。

この乖離は、労働者に長時間労働や複数就業を余儀なくさせる要因となり、働き方や生活の質に深刻な影響を及ぼしています。

4. 地域社会および若年層への影響

大学生協では多くのアルバイト職員が店舗や食堂の運営を支えています。その多くは地域の最低賃金に近い水準で働いています。最低生計費試算では、若年単身者が生活するために最低限必要な生計費は東京と地方で大きな差がないことが示されており、地方で働くアルバイト職員も東京と同様に物価高騰の影響を受けています。特に食料品や日用品、通信費など生活に欠かせない支出は全国的に上昇しており、地域差を理由とした低い最低賃金では十分な生活を維持することが困難となっています。

また、大学生協は学生の学びとキャンパスライフを支える重要な役割を担っています。店舗や食堂の運営を支える人材が確保できなければ、その影響は学生サービスの低下につながり、学生の学習環境にも及びかねません。経済的な理由によって学生の学びを止めてはならないのと同様に、学生を支える職員が安心して働き続けられる環境を確保することも重要です。

5. 要望事項

以上の点を踏まえ、以下の事項について強く要望します。

1. 物価高騰の長期化を十分に考慮した最低賃金改定を行うこと
2. 岩手県の「最低生計費」である時給 1,909 円を重要な指標として位置づけること
3. 実質賃金の低下を防ぐ水準で、着実かつ継続的な引上げを行うこと
4. 最低賃金引上げと併せ、中小事業者への支援策の充実を国・県に求めること

6. 結び

大学生協は、学生の学びと成長を支える重要な役割を担っています。学生を支える職員が安心して働き続けられる環境を整えることは、学生支援の充実に直結します。経済的な理由によって学生の学びを止めてはならず、そのためにも学生生活を支える大学生協の事業基盤を支える人材の確保と定着が不可欠です。

最低生計費試算で示されているように、生活に最低限必要な費用は東京と地方で大きな差がありません。地域間格差の是正と労働者の生活向上、人材確保の観点から、岩手地方最低賃金の大幅な引上げを強く求めます。

最低賃金は、労働者の生活を支える基盤であると同時に、地域社会の将来を左右する重要な制度であります。

最低生計費時給 1,909 円と現行最低賃金との乖離を正面から見据え、物価高騰の長期化による生活の深刻化に対応した、実効性ある最低賃金改定が行われることを強く要望します。

最後に、誰もが安心して働き、学び、暮らせる地域社会の実現に向けて、岩手地方最低賃金の大幅な引上げについて前向きに審議し、その効果が速やかに行き渡るよう、施行日を遅らせることなく発効されるよう強く要望いたします。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

全日本建設交運一般労働組合
岩手県本部
執行委員長 吉田 勇治

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 79 円引き上げられ、時間額 1,031 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 15 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 14 万 8,567 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,226 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 195 円です。1 か月あたり 2 万 8,100 円、年間で 33 万 7,194 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1700 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026 年 5 月時点）では、月額 28 万 6,363 円（税込）、最低賃金額は 1,648 円（173.8 時間換算）～1,909 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1700 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手県社会福祉労働組合
執行委員長 藤村 誠

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手県私学教職員組合連合
(岩手私教連)
委員長 中 順子

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です(岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間)。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算(2026年5月時点)では、月額28万6,363円(税込)、最低賃金額は1,648円(173.8時間換算)~1,909円(150時間換算)でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違いうという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手県地域労働組合
執行委員長 新田

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 79 円引き上げられ、時間額 1,031 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 15 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 14 万 8,567 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,226 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 195 円です。1 か月あたり 2 万 8,100 円、年間で 33 万 7,194 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1700 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026 年 5 月時点）では、月額 28 万 6,363 円（税込）、最低賃金額は 1,648 円（173.8 時間換算）～1,909 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1700 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手県地域労働組合青年
(いわて青年ユニオ

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 79 円引き上げられ、時間額 1,031 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 15 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 14 万 8,567 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,226 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 195 円です。1 か月あたり 2 万 8,100 円、年間で 33 万 7,194 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1700 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026 年 5 月時点）では、月額 28 万 6,363 円（税込）、最低賃金額は 1,648 円（173.8 時間換算）～1,909 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1700 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月 22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

盛岡地域労働組合連合会
議長 田村 巧

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

久慈地域労働組合連合会
(久慈地域労連)
議長 間澤 豊

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年、岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

花巻地域労働組合連合会
議長 熊谷 政則

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

北上和賀地区労働組合連合会
議長 吉田 一成

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

岩手地方最低賃金審議会
会長 登野 信之 殿

胆江地区労働組合連合会

議長 菊池 英岳

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額23万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い致します。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月18日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

両磐地方労働組合連合会
(両磐労連)
議長 藤野 広樹

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会

会長 齋藤 信之 殿

気仙地域労働組合連合会

議長 佐藤 淳

岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は79円引き上げられ、時間額1,031円となりました。中央最低賃金審議会の目安に15円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は14万8,567円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,226円となり、岩手との格差は1時間あたり195円です。1か月あたり2万8,100円、年間で33万7,194円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1700円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の最新の「最低生計費」試算（2026年5月時点）では、月額28万6,363円（税込）、最低賃金額は1,648円（173.8時間換算）～1,909円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1700円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げた中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を拡充して継続実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げるとは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2026年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1700円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備することを、審議会の意見として表明すること。

以上

2026年7月22日

岩手県最低賃金の改正決定に ついての意見書（個人）

34 枚

こちらの意見書を公開する場合は、企業名と所在地、氏名を伏せるようお願いします。
審議会傍聴者に資料として配布する場合も同様をお願いします。

岩手県地域労働組合青年委員会（いわて青年ユニオン）

〒020-0015 盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル5階

電話 019-625-9191 FAX 019-654-5092

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名	パート	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男 : ☒ 女 : ☐ 回答しない 満 28 歳		

※個人情報最低賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

最低賃金は前よりも上がったと思うが、
まだ全国から見ても低い方だと思う。
都会と比べると低いが、^{岩手}せめて近隣の
県など宮城から比べると低いと思う。

2 生計費の状況について

パートだが7時間以上はたいて、
時給の金額(1,100円)だけでは
足りない。夜間でプラスでつくので、
生活できる。お家暮らしで「おかげさまで」
やっていけています。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

手取りで14~15万円ほど。
夜の時間給が1,200円ほどと高い。
と休日手当

(2) 所属している事業場(同業界)又は岩手県内の賃金動向について

去年よりは上がったがまだ低いのが現状。

(3) 望まれる賃金額(月額、日額または時間額)について

手取りで18~20万円くらいないと一人暮らしの生活はできない。
時給1,200円くらいあれば嬉しい。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

岩手でも最低賃金が設定されているのに上げない。
それを下回る時給の人もある、統一してほしい。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

岩手県の最低賃金は、すべての県民に関することです。
検討するだけでなく、実行に移してほしいです。

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名	パート	ふりがな氏名	
性別：年齢	男：女： 満 51 歳	回答しない	

※個人情報最低賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

少しづつ最低賃金が上がっては
いるが、それ以上のスピードと
上げ幅で物価が上昇し、生活
は非常に厳しいです。せめて時給
の大幅な値上げをお願いします。

2 生計費の状況について

非正規のため 賞与や手当もなく
手取りのみで 母子家庭の生活は
厳しいです。ワークをしまあがまとまた
学費などを捻出できず、実家に援助
してもらっていることもあります。何度も世話に
なるのは申し訳なく、いっそ退職をして
退職金で支えようかとも考えています。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

時給は1090円です。週5日フルタイムで働いても手取り13万
円ほどです。今後の昇給の見込みもありません。でも仕事は
正規のキャリアや若い方のフローなど 難しく責任のある仕事で
大変です。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

仕事内容を考えると ほとんど最低賃金と ほぼ同じです。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

せめてあと 月5万円くらい（月収18万～20万）くらい 収入が
あると 年金生活の親に頭を下げて お金を借りずに
生活できます。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

地域や業務というだけで 格差が生まれるのは納得が
いきません。地域に限定されず 仕事内容にあった時給に
してほしいです。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな氏名	
性別：年齢	男： ☐ 女： ☒ 回答しない 満 61 歳		

※個人情報は最低賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

色々の物が毎月のように値上がりしているなかで、最低賃金1031円では生活が大変です。物価や家賃が安いと言われるが、車は仕事にも生活にも必要です、維持にもお金がかかります。

2 生計費の状況について

現在パートで一人暮らしです。会社員時代とくらべ7万円ほど少なく、会社員時代の預金と退職金を利くすして生活しています。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

7時間契約のパートです。21日か22日勤務 日曜出勤しているので日祭日給あります。たまにシフト残業がくんでありますが、あてはまりません。色々みかて、手取り12万円~14万円代くらいです。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

よくわかりません。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

特に贅沢をするわけでもなく、健康で分化的な生活をするためには最低でも手取り18万円はほしいです。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

「最低賃金が私たちが暮らしていく賃金の基盤にひびくと思います。いかりした調査に基づき生計費をもとに考えてほしいです。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

最低賃金の審議の公開を求めます

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名	登録ヘルパー	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男 : <u>女</u> :	回答しない	満 69 歳

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

岩手の1031円の最低賃金は、あまりに低くて大変です。全国一律に早急に必要であると考えます。

2 生計費の状況について

生活に1番かかる食料品の使いが、
おすく。賃金は変わらず、貯金は
少なくなる生活で大変です。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

訪問介護ヘルパーです。賃金安いに利用者さんが突然減ったりで、
収入が安定しないのが現状です。なんとかせよといつも考えます。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

ほとんど同じ賃金で変わってはいません。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

最低でも時給1500円あれば少しは安心して暮らせると思います。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

地方（岩手）は、車が必需品で、車がないと仕事も出来ないです。その車の経費が、
かなり大きく、最賃は、全国一律でなければならぬと思います。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

岩手県最低賃金、おぼろの審議の公開を要望しています。

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名	ヘルパー	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男： ㊟： 回答しない 満 60 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

岩手県で働き続けるために、東京都など他都道府県との格差をなくして欲しい。

2 生計費の状況について

ヘルパーとして15年働いています。時給が13年変わっていません。介護以外の一般業務は少し上がったはいますが、物価も上がり続けていて、安心して生活する事出来ません。処遇改善加算は付いています。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

介護業務は時給1,000円。13年変わっていません。
介護以外の一般業務(会議など)は最低賃金と同額です。
昇給はありません。

(2) 所属している事業場(同業界)又は岩手県内の賃金動向について

最低賃金と同額です。

(3) 望まれる賃金額(月額、日額または時間額)について

1か月家計簿をつけてみました。1.5万円ほどの赤字でした。
せめて、時給1,500円になれば、節約の努力もしながら、安心して暮らしていけると思います。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

私達の時給も生活していける程頂きたいと願っています。主人は中小企業に勤めています。中小企業の経営者も従業員に給料を払うのに苦労しているようです。そちらの支援も大事にして頂きたいです。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名	パート	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男 : (女) : 回答しない 満 71 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

岩手の最低賃金は、全国で最低位に
にらなく、統一賃金を!!

2 生計費の状況について

物価の高騰で先がみえ
不安

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

物価の高騰でツレの賃金では、追いつきません。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

シニアパートでの最低賃金に近い

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

安定した生活のため物価上昇に負けぬ賃金を!!

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

若い世代の暮らしやすい賃金改正をお願いします。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

老後の年金額に日関わり安心して生活できるように
望みます。

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名		ふりがな氏名	
性別：年齢	男： ☒ 女： ☐ 回答しない 満 59 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

岩手県は全国に比べても
最賃安いんですね。他県と比べて
物価それ程違わないと思う。
もう少し高い時給にして欲しいです。

2 生計費の状況について

物価の高騰で食費やガス・電気代
などほぼ全てにおいて高くなっています。
給与が手間に合わず毎月貯蓄を
切り崩して生活しています。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

パート収入で月、約14万円です。残業はほぼありません。
(手取り) 6月から住民税が上がっています。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

最賃は1070円。職種加給などが付いて1120円。
秋にまた時給が上がるようです。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

手取りであと2万円上がると生活がぐく楽になる。
それでもギリギリの生活費です。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

東京の物価と地方の物価それ程違わないと思う。
東京は確かに家賃は高いけど車がなくとも生活出来そうですね。
地方は車がないとどこへも行けません。因みに私は車を所有していませんが最低限の生活です。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

全ての審議の公開を求めます。

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名	パート	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男： (女)：	回答しない	満 49 歳

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

令和7年の岩手県最低賃金は、1031円ですが、この賃金では安心して生活することができません。同じ仕事をしていても最も高い東京都と岩手県では195円もの格差があります。大幅な引き上げが必要です。

2 生計費の状況について

手取りで10万円弱です。扶養から外れ社保もひかれるため扶養されている人とさほど変わりません。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

パートの身分では基本給でいる弱です。時間になったら基本帰りますが、時間内に終わらせるには工夫が必要です。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

最低賃金と数十円しか変わりません。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

せめて手取りで20万円くらいはほしいです。また長く働ける（勤務時間）チャンスもないのでほしいです。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

しっかりと調査に基づく生計費をもとに考えてほしいです。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

ちゃんとこの意見もみてくださいな？

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男 : (女) : 回答しない 満 59 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

岩手の最低賃金の大幅なアップをお願いします。同じ仕事をするのだから東京を目標にお願いします。

2 生計費の状況について

毎月値上げが続いています。毎日の暮らしの中で、買物の日数を減らす等の努力はしていますが、努力できるのは少く、給料足りません。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

時間給で1135円。長いかわかっているから、新人さんと同じくらいで、定期昇給はもうない。勤務年数に比例しない。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

ほとんど最低賃金と同額です。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

時間給で最低1500円くらい。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

働く内容は同じなのに地域格差がある賃金は不公平です。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

最低賃金の大幅アップは絶対に必要です。毎日の暮らしを守るためにより多くお願いいたします。

意見書

就業先・バイト先		所在地	神奈川県
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男：女： 回答しない 満 17 歳		

※個人情報 lowest 最低賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

現在大連の最低賃金は12円弱
と以前より低額であるが、その中で
現在の労働者階級では、安くて生活が
苦しいと云う声は、一、二と聞かれるが、
と云う声は、

2 生計費の状況について

和はハナ 収支別の要領書では
 2423が 5070755人時
 今後の支出(福利厚生)は12月
 生じているが、12月15日までに
 食費の削減をして、12月15日までに
 6月14日までに15日までに病院への支払い
 速のいてしるう現状では、

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

[illegible]

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

1712 号 (大谷) 6 30

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

[illegible]

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

地方の人口増加率の平均は0.2%で、最も低い国は1%、最も高い国は1.2%、最も低い国は1.2%、最も高い国は1.2%。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

長谷川金一、堀江、関、2年2月、2020年6月、新義、2020年6月、
一、金一、公開、2020年6月

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名		ふりがな氏名	
性別：年齢	男： ☒ 女： ☐ 回答しない 満 72 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

最低賃金 1200円以上に!!
企業は常勤者と共に努力して業績
上げ最低賃金以上の支給が出来る
様にすることを目指す

2 生計費の状況について

手取り 75000 ~ 88000円のパート収入と
夫婦2人の年金収入が可 病院通い 孫の
修学費用・老後の備えと大変きびしいです

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

75000円 ~ 88000円です

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

ほとんどの最低賃金と同額だと思います

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

- 現状 提議の範囲内で働いているの之上限までです
- 所得税の非課税ラインが160万まで引き上げられたのにより 1200円
としたいと思います

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

物価の高騰（特に米）など生活と直撃している 収入が
増えない中 支出が増大 最低賃金 1200円以上に!!

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

最低賃金は全国一律にすること 上げ、上げの収入が上がる事を
常に望みます

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな氏名	
性別：年齢	男： ☒ 女： ☐	回答しない	満 67 歳

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

岩手地方の最低賃金1091円にも満たない賃金ですが、暮らしていくために働き続けなければならない。

2 生計費の状況について

手取りで16～18万ですが、アパート代その他車代、保険等を差し引くと手基には少額しか残らず、食費等も他より一方、けすきとねと食費などで、服とかレジャーなどもってのほかです。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

現在の賃金は基本給が14万で残業もほとんどなく契約時間に満たなく時給は最低賃金より低く定期昇給もないので賃金も上がらません。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

ほとんど最低賃金と同額です。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

せめて手取りで16～18万円くらいあると、いくらか余裕をもて暮らせと思います。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

最低賃金が未だ今の暮らしにいく賃金基盤になら思いますが、しっかりした調査に基づき生計費もよく考えてほしいです。中小企業の経営支援も一体で進めたい必要と考える。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

若い方の地元離れをなくするためにも、岩手で家族を養い子育てしてもらうためにも行政でもっと企業誘致等取組をしてほしいです。

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女 満 43 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 今、どんどん物価高で、生活が苦しい。パート、アルバイトはボーナスも出ない、ニュースでボーナスの話を聞くといいなあ（ズルいな、パート、アルバイトにもボーナス（いくらでもいいからほしい））と思います。働かないと収入を獲ることも出来ない…。今の会社、企業はパート、アルバイトが居てこそだと思う。	2 生計費の状況について 毎月、赤字です。
--	-------------------------------------

3 賃金について (1) 賃金の現状について 1135円 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 約15万くらい (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 1500円 手取で20万 せめて後5万
--

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 正規職員並みの仕事をしている人もいる。パート、アルバイトがいるからこそ会社、企業が成り立っているのではないのでしょうか。残業すれば回りから色々言われたりするので、その時間で仕事を終わらせたようと必死で仕事をしている。
--

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 県民が笑顔で暮らせる賃金を

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名	パート	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女	満 36 歳	

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 最低賃金はぜひとも上げてほしいと思います。	2 生計費の状況について 月額16万円程度
--------------------------------------	------------------------------

3 賃金について (1) 賃金の現状について (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 手取りで月10～12万円程です。昇給は上限があり僅かです。勤続年数などでは上がらないので、最低賃金が上がらないと変わらないのが現状です。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 月額20万円～

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 車の維持費などを考えると東京で暮らすのと変わらないくらいお金がかかります。生活するだけでいっぱいいっぱいでは、人間らしい暮らしとは言えません。安心して、かつ心が豊かに暮らせるように、少し余裕がある。そのくらいになってほしいです。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

意見書

就業先・バイト先	■■■■■	所在地	岩手県■■■■■
職種又は役職名	■■■	ふりがな 氏 名	■■■■■
性別：年齢	男	満	35 歳

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

経済活動は生物の代謝と同じで、内部留保とは蓄えられた脂肪であり、健康的な状態になるには適切な食事と運動が必要。経済も肥え太れば血管が詰まったり、痩せすぎても様々な疾患をもたらす。この巨大な経済という生物もまた、個々の細胞＝労働者から成り立っているものであり、細胞の隅々にまで十分な栄養が行き渡るべきだ。そうでなければ、いずれこの生物は病気になって死ぬだろう。

2 生計費の状況について

収入の半分で家賃を払い、光熱費、通信費なども含めればぎりぎり。食費は上がっていくし貯金することもできない

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

賃金は昔に比べれば上がったが、企業は出し渋っているなど感じる。社会不安や発展のための備え＝内部留保というのも資本主義のシステムからいって分かるが、消費者が先に死んでしまえば元も子もない。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

手取りで10万前後、昇給は最低賃金の上昇に合わせて上がる程度

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

月15万～20万、時給1500～2000円

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

この経済システムでは「貯える」ということが基礎と資本を成している。バタイユのいう「呪われた部分」だが、この仕組みは企業法人にも自然人にも共通していると思う。「不安に備えて貯蓄する」ということは誰にも一貫しており、国際社会の影響や社会不安、物価上昇が高まっている昨今、天下の回り物である液体たるリキッド・アセットの貨幣は、すみずみの細胞にまで十分に行き渡るべきだ。脂肪も溜まりすぎれば血管を詰まらせたり、様々な循環器系疾患をもたらす。その病気を防ぐためにはこのような（社会改革）運動が必要だ。末端の細胞＝エッセンシャルワーカーが貧困にあえぐ現状は不健康だ。もちろん細胞以上の組織＝企業や法人も十分に収入を得る/栄養をとることも大事だ。この両者は対立するものでなく、一体となっているものなのだ。この社会や共同体は大きな一個体として、養分たる貨幣が十分に循環する、より健康な状態を目指すべきだと思っている。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

個人の意見もそうだし、法人の意見もよく擦り合わせて合意に至ってほしい。この両者の利害は対立するものでなく、おなじ「資本」というものの拡充を目指して互いに支え合って存在しているもののはずだ。そうでなければ、この社会の未来は単に共倒れするだけだ。全ての審議の公開を求めます。

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女	満 57 歳	

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

光熱費など物価高騰が続くなか、最も高い東京都と岩手県では賃金の格差があります。岩手県で働き続けるには大幅な引き上げが必要と考えます。

2 生計費の状況について

手取りで14万円位です。家賃、光熱費でほぼ半分以下になります。食費を節約していますが物価が上がり苦しい状況です。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

時給で働いています。手取りでだいたい14万円位です。勤務時間帯で50円位の加給が付く位です。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

ほとんど最低賃金と同額です。

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

せめて手取りで20万円位あると生活の安定と老後への備えとして少しは貯蓄が出来るのではと考えています。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

最低でも東北地方で格差がないようにして欲しいです。さらに中小企業の経営支援も一体で進めて欲しいです。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

全ての審議の公開を求めます。

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名		ふりがな氏名	
性別：年齢	女 満 44 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

昨今の物価高騰や社会情勢と岩手県の最低賃金を比較すると、到底釣り合うようには思えません。見直しが必要と感じます。

2 生計費の状況について

平日週5日、1日平均5.5時間の勤務で手取りは10万円に満たない時もあります。自分の親世代には昔はなかった子ども手当が今はあると言われますが、物価も違いますし、今は子どもの着る服や持つものも昔と比べて高価になっていると思います。子育てに経費がかかり、今のままではこの先大学に進んだあとが不安になります。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

パートですが、の役職がつき、県内移動や各種会議、その他の責任も増えました。上司に相談し、嘱託パートとして雇用契約の変更になりました。それでも加給されたのはパート時給+100円で1170円です。このような対応をしていただいたのは感謝ですが、金額は到底納得できていません。

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

どんな仕事内容でも、前より質や量が増えたとしても、パートアルバイトは時間給でしかありません。私が対応している内容は以前は正規職員がやっていた内容と同等のもののなので1600円以上を望みたいです。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

都会と地方では何でこんなにも賃金格差がうまれるのでしょうか？都会は物価が高いかもしれませんが、地方で暮らすには車も必要ですし、維持費もかかります。持ち家になると、ローンも固定資産税もかかります。平たく考えれば、都会も地方もさほど差はないはずです。一度都会に出た若者も、岩手県の賃金をみると、到底生活できないと考えるのは当たり前だと思います。岩手県に帰ってこようと思わないと思います。現に私の弟もそうでした。安心して生活できるような全国レベルの改正をお願いしたいです。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

仕事を継続していくためにはモチベーションが大切です。この社会情勢の中で安心して暮らせていけるように、賃金アップを検討していただき、より多くの人が職に就き、より長く継続して働けるような魅力的な最低賃金を考えていただきたいと思います。

意見書

就業先・バイト先	■■■■■	所在地	■■■■■
職種又は役職名	パート	ふりがな 氏 名	■■■■■
性別：年齢	女 満 50 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨	2 生計費の状況について
---------	--------------

3 賃金について
(1) 賃金の現状について
物価高なのであげてほしい
(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について
あがってはいるが足りない、将来が心配
(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について
あと三万

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について
物価高に伴った金額

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

意見書

就業先・バイト先	無職（求職中）	所在地	
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	■■■■■■■■■■
性別：年齢	男： ☐ 女： ☒	回答しない	満 49 歳

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

令和8年の岩手地方最低賃金は1031円ですが、この賃金では安心して生活することができません。現在無職（求職中）ですが、求人票を見ても最低賃金に近いものが多く生活できるだけの収入が得られません。フルタイムで働いても最低限度の生活を営むことが困難なため大幅な引き上げが必要と考えます。

2 生計費の状況について

現在、収入が無い中で物価高騰が続いており、生活が非常に苦しいです。家族と協力し合って食費や光熱費など節約しながら生活しています。

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

せめて手取りで20万円くらいあると自立して暮らせると思っています。最低賃金の引き上げは働く意欲にもつながると思っています。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男 満 33 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨	2 生計費の状況について 現状、共働きなので特に困窮する状況ではないが、都市部と比べて物価が比較的安い地方だからこそ暮らせていると思います。ただ、日々の買い物やガソリン代など生活に直結する費用が軒並み値上がりしていると感じ、このままでは”普通”に暮らすことが難しくなるのではと予想しています。
---------	---

3 賃金について (1) 賃金の現状について (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 最低でも月額250,000円程度。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 事業主への補助も必要だが、社保の改定や税制の改定など、賃上げに関する様々な要素を賃上げと共に改定していかないと補助金だけでは限界があると思います。特に社保の事業主負担が重すぎると思います。等級の細分化や上限の引き上げが必要だと思います。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名	理学療法士	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女	満 33 歳	

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨	2 生計費の状況について 何もかも全てが値上がりしている為、生活の質を下げるしかない。
3 賃金について (1) 賃金の現状について 賃金のアップなし (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について ほとんどの病院でボーナスが削られている (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 月額30万	
4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について	
5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について とにかく手取りを増やして欲しい	

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名	看護師	ふりがな 氏 名	■■■■
性別：年齢	女	満	33 歳

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 夫の転勤で関東から岩手に来ました。同じ看護師の仕事にしても1080円～1500円と賃金が低く安心して生活できません。同じ仕事をしていても住む場所で賃金に差があることに納得できません。	2 生計費の状況について 手取り18万です。食費やガソリン代、固定費で半分以上なくなります。子供達へ色々な経験をさせたいと思いますが金銭面に対する不安が強いです。
---	---

3 賃金について (1) 賃金の現状について 私の賃金は手取り18万前後です。関東の看護師の給料と比較するとかなり少ないと思います。東京の高校生と同レベルの給料です。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について ほとんど最低賃金と同額です。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について せめて手取り20万あると娯楽費や貯金に回せると思います。関東では夜勤手当一回15000円もらえてましたが同じことを岩手でしても半分くらいになってしまうと考えるとやるせない気持ちでいっぱいです。最低賃金のベースが上がるさらに専門職としての加算をしていただくことが離職防止、田舎の人口減少防止に繋がると思います。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 最低賃金を上げるとともに、築き上げてきたキャリアに対して妥当な金額を支払ってほしいです。同じ業務内容であれば格差をなくすべきだと思います。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 岩手県の最低賃金は全ての県民に関わることです。全ての審議の公開を求めます。ライブ配信やアーカイブ配信の検討を求めます。

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女 満 55 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 地方の最低賃金を全国レベルにまで上げてほしい	2 生計費の状況について 自分1人が生活することは可能でも、家族の給料が上がらず、家計全体では旅行や趣味にかけられるような余裕はなく、厳しい状況です。
3 賃金について (1) 賃金の現状について (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について	
4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 冬の燃料費や、交通の便が悪いことで必要となる車の購入や所有にかかる経費、など、地方ならではの必要経費。	
5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について	

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男 満 49 歳		

※個人情報は最低賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 最低賃金を上げてほしい。	2 生計費の状況について
------------------------------------	---------------------

3 賃金について (1) 賃金の現状について (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について
--

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について
--

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	男 満 66 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議会委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 若者世代を優遇する政策をとられているが、再雇用の年代への待遇が悪いし、賃金も抑えられているし、その割りに税金等引かれるものが多い。再雇用で働くのにもう少し若者世代みたいに優遇して欲しいです。	2 生計費の状況について 手取りで9万弱。食費を節約しながら暮らしているが、物価が上がって苦しいです。
---	---

3 賃金について (1) 賃金の現状について 基本給16万位で住民税等引かれると手取りで7万位です。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 大体県内の最低賃金と同じです。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 手取りで13万位だと年金と合わせて暮らしていけると思います。

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 中央との格差が無いようにして欲しいです。
--

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について
--

意見書

就業先・バイト先	■■■■■	所在地	岩手県■■■■■
職種又は役職名	パート ■■■■	ふりがな 氏 名	■■■■
性別：年齢	女 満 61 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 少しずつ最低賃金は上がってきていますが、物価上昇には到底追いついていず、地域によっての格差もなくなることはないのは、いつまで経っても変わりません。これからも、安心して生活して行くためには、物価上昇に合った賃金でなくてはならないと思います。	2 生計費の状況について 手取りで14万位ですが、パートなのでボーナスはなく、今年は一時金もなく、昇給も見込めない状況です。物価上昇の影響はかなり大きく、老後が不安です。
---	---

3 賃金について (1) 賃金の現状について 賃金は、手取り14万程です。ボーナスも昇給もありません。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 最低賃金と殆ど変わりありません。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について パートなのでボーナスも無いので、1500円ぐらいの時給が望ましいです。
--

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について きちんと働いて頂く賃金です。ですので、安心してきちんと生活が出来る賃金を望みます。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 労働に見合った、物価に見合った賃金でなければ、働く意味も、前向きな気持ちも持てない社会になってしまいます。

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女 満 55 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 物価上昇に伴う賃金改善	2 生計費の状況について 地方で車移動が必須、ガソリンも上昇しているが 交通費は一部支給。距離にて格差負担が増す
3 賃金について (1) 賃金の現状について 時給が全国平均より低い (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 物価が2、3割上がっているので賃金も同様、1300円位	
4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 物価上昇と全国平均	
5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 全国平均よりは上であって欲しい	

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女 満 60 歳		

※個人情報は最低賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 同じ業務内容なのに60歳から賃金が下がるのは不満	2 生計費の状況について 全然足りない
---	----------------------------

3 賃金について (1) 賃金の現状について もう少しほしい (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 手取り15万は最低ほしい

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名	パート	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女 満 65 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 最低賃金は上がりましたが、物価高には追いつけません。安心して暮らせるように賃金を引き上げて欲しいです。	2 生計費の状況について 急激な物価高で色々我慢の生活。気持ちに余裕がありません。
3 賃金について (1) 賃金の現状について 手取りで8万弱です。物価高で泣きたくになります。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について ほぼ最低賃金と同額です (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について	
4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 岩手で暮らしていても、何を買っても高いのには変わらないのです！	
5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について	

意見書

就業先・バイト先	■■■■■	所在地	岩手県■■■■■
職種又は役職名	■■■■■	ふりがな 氏 名	■■■■■
性別：年齢	女 満 66 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 最低賃金をもう少し上げて欲しいです	2 生計費の状況について 高齢者と同居しているので食費が凄くかかる
----------------------------------	--

3 賃金について (1) 賃金の現状について 残業も無いのでギリギリの生活です (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 最低賃金と同額です (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 出取りで15万円位欲しいです

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 東北地方は同額にして欲しい
--

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 私達の生活がかかっているので生活水準に合わせて欲しい

意見書

就業先・バイト先		所在地	岩手県
職種又は役職名		ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女 満 51 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 賃金アップは物価高に合わせて大幅にあげて欲しい。	2 生計費の状況について 子供への教育費の負担が大きいですが、削る事は考えていない。
3 賃金について (1) 賃金の現状について 現状満足は出来ていない。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 子供の行事や病欠などで休みを取ると収入面の不安やその際に休みやすい環境にしてほしい。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について	
4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 賃金アップによって人員削減せず、働く方々の負担がなく有休も取れやすい職場作りを希望	
5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 賃金アップにより家計に余裕ができ、子育てしやすい職場になるといいなと思います。	

意見書

就業先・バイト先	■■■■■	所在地	岩手県■■■■■
職種又は役職名	■■■■■	ふりがな 氏 名	■■■■■
性別：年齢	女	満	42 歳

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

最低賃金を1200円以上にして都心と地方の格差を無くすもしくは少なくする

2 生計費の状況について

食費や雑費、車の維持費などを考えるととても足りません月最低15万円以上

3 賃金について

(1) 賃金の現状について

手取り12万円から14万円前後で以前よりは上がりましたがまだ足りません

(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

手取りは12万円くらいで岩手県の最低賃金とほぼ同等です

(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

理想を言えば20万円そうでないと生活を切り崩して工夫してしながら貯蓄しないといけません

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

岩手県の最低賃金はやっと1000円台になりましたが正直遅すぎだと思います私たちは何年も前から声をあげているのに地方がいつも置いてけぼり状態です

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

すぐに日本全国最低賃金を同等額にして欲しいです。ABCのランク付けをされてる時点で見下されている感じがします。同じ仕事をしてるのに絶対おかしい!! みんな怒っています!! 国民の声にもっと耳を傾けて下さい!!

意見書

就業先・バイト先		所在地	
職種又は役職名	パート	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女 満 61 歳		

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 最低賃金は、1031円ですが、岩手県は全国平均では、低すぎです。	2 生計費の状況について 具体的に、金額は、記入したくありません。
--	---

3 賃金について (1) 賃金の現状について 具体的に、金額は、記入したくありません。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 最低賃金と、同額です。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 時給1,500円になれば、安心して暮らしていけると思います。
--

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 賃金企業の経営も、大変だと思いますが、東京都と同じぐらいの時給にして欲しいです。
--

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 賃金アップにより家計に余裕ができ、子育てしやすい職場になるといいなと思います。

意見書

就業先・バイト先	■■■■	所在地	■■■■
職種又は役職名	看護師	ふりがな 氏 名	
性別：年齢	女	満 27 歳	

※個人情報 lowest賃金審議会事務局と審議委員のみに開示されます。

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 仕事内容と釣り合う賃金を	2 生計費の状況について 生活費と趣味を嗜んで賃金ととんとん
-------------------------	-----------------------------------

3 賃金について (1) 賃金の現状について 仕事内容に釣り合っていないと思う (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 地域の医療を支えているのにも関わらず、県立との差が大きいと思う。また、医療に関わらず人をみる仕事にもっとリスペクトがほしい。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 月額35万円以上
--

4 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 最低でも全県の真ん中くらいに値する最低賃金にしてほしい
--

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 賃金アップにつながるような職場への処遇、体制も整えてほしい
--

令和8年7月30日

岩手地方最低賃金審議会
会 長 齋 藤 信 之 様

一般社団法人 岩手県タクシー協会
会 長 川 崎 利 洋

岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について

謹啓 平素はタクシー事業の運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日の中央最低賃金審議会では2026年度の最低賃金については、全国平均で55円、岩手県のランクでは56円引き上げる目安額が示されました。

本県の最低賃金は昨年度、79円の大幅な引き上げとなり中小零細事業者であるタクシー事業の経営は、非常に厳しい状況にあります。

特に、県内のタクシー事業者は、マイカー需要の増加に加え人口減少が追い打ちとなり、需要が減少している中で、地方創生の担い手として、鉄道・バスでは対応できない地域の「ラストワンマイル」の公共交通機関として、日夜努力を続けております。しかし、経営環境の悪化により廃業する事業者が増えており、昨今の物価高騰に加え、中東情勢悪化による燃料油等の高騰と供給不安により、更なる負担増を強く懸念しているところです。

もとより、賃金の引上げが実現し経済が成長するとともに国民生活がより豊かになることは、国民が均しく願うところであり、タクシー業界としまでも望むところです。しかし、賃金の引上げは生産性の向上があつて初めて可能となるものであり、決して先行して実施されるべきではないと考えております。

岩手県の最低賃金額は現在、全国最低水準となっており、他県との比較の中で厳しい環境にあることは理解しております。しかし、政府が掲げる「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」を実現するためには、特に地方の中小企業・小規模事業者には十分配慮し、生産性向上を図るための支援を的確に実施し、賃上げの原資を確保できる環境整備を進めることが先決であると考えます。

つきましては、貴職におかれては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に沿ってご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にもご理解をいただき、地域別最低賃金額の改定を答申される際には、昨年度の大幅な引き上げによる影響を公労使委員間で十分に確認したうえで、地域間格差と賃金支払能力を考慮し、生産性向上の支援については地方創生や公共性に配慮した助成金等の創設により、多くの企業が現実的な賃上げを実現できるような配慮を含めて、慎重にご審議をいただくよう強く要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白